

議案第 5 2 号

手数料，使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例制定
について

手数料，使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり
制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

手数料，使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例

(ひたちなか市手数料条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市手数料条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(1)の款中「1枚」を「1件」に、「300円」を「350円」に改め、「又は1筆1棟」を削り、「においても、同額とする。」を「にあつては、300円」に改め、同部(2)の款中「300円」を「350円」に改め、同部(3)の款中「固定資産課税台帳証明書交付手数料」を「固定資産課税台帳に記載した事項に関する証明書交付手数料」に、「300円」を「350円」に改め、同部中

「

(4) 土地又は建物の評価証明書の交付	不動産評価証明書交付手数料	1地目1種別につき 300円
(5) 土地又は建物の所有証明書の交付	所有不動産証明書交付手数料	ただし、2件目からは 100円

」を

「

(4) 地方税法第387条第3項又は第4項に規定する土地名寄帳又は家屋名寄帳の写しの閲覧(同法第382条の4に規定する当該土地名寄帳又は家屋名寄帳に住所に代わる事項を記載したものの閲覧を含む。)	名寄帳兼(補充)課税台帳閲覧手数料	1件につき 350円
---	-------------------	---------------

」に

改め、同部(6)の款中「300円」を「350円」に改め、同款を同部(5)の款とし、同部(7)の款中「300円」を「350円」に改め、同款を同部(6)の款とし、同部(8)の款中「300円」を「350円」に改め、同款を同部(7)の款とし、同部(9)の款中「400円」を「450円」に改め、同款を同部(8)の款とし、同部(10)の款を同部(9)の款とし、同表3の部(1)の款中「2

00円」を「350円」に改め、同部（2）の款中「300円」を「350円」に、「においても、同額とする。」を「にあっては、300円」に改め、同部（3）の款中「300円」を「350円」に改め、同表4の部（1）の款を次のように改める。

<p>(1) ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例（平成7年条例第19号）第7条第1項の規定による印鑑登録証の交付及び同条例第8条第1項の規定による印鑑登録証の再交付</p>	<p>印鑑登録証交付手数料</p>	<p>1件につき 350円 ただし、ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例第12条第1項第1号の規定により印鑑の登録を抹消した場合において新たに同条例第7条第1項の規定による印鑑登録証を交付するときにおいては、1件につき450円</p>
---	-------------------	---

別表第1の4の部（2）の款中「300円」を「350円」に、「においても、同額とする。」を「にあっては、300円」に改め、同表6の部（1）の款中「1,000円」を「1,200円」に改め、同表9の部を次のように改める。

<p>9 屋外広告物</p>	<p>茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）第6条若しくは第7条第4項から第6項までの規定に基づく広告物等の表示等の許可、同条例第9条の2第1項の規定に基づく許可の更新又は同条例第10条第1項の規定に基づく広告物等の変更等の許可の申請に対する審査</p>	<p>屋外広告物許可申請手数料</p>	<p>はり紙・ポスター 1件につき50枚までごとに 450円 はり札 1件につき10枚までごとに 750円 立看板 1枚につき 300円 広告板 1枚につき3㎡までごとに 1,100円 広告塔 1枚につき3㎡までごとに 1,100円 アーチ 1基につき3㎡までごとに 1,300円</p>
--------------------	--	---------------------	--

		電柱巻立広告 1枚につき 300円
		電柱塗装広告 1枚につき 300円
		電柱袖付広告 1枚につき 300円
		広告幕 1枚につき 650円
		つり下げ看板 1枚につき 450円
		標識広告 1枚につき 300円
		照明広告 1基につき3㎡までご とに 1,200円
		電光ニュース, ビジュアル ボード 1基につき 6,000円
		アドバルーン 1個につき 1,800円
		近隣店舗等案内広告 1枚につき2㎡までご とに 850円
		車体利用広告 1枚につき3㎡までご とに 750円
		広告旗 1枚につき 350円
		店頭装飾 1基につき 1,500円
		置広告 1基につき 700円

		横断幕 1枚につき 650円 上記に定める広告物等の種類に該当しない広告物等については、最も類似した広告物等の手数料の額とする。
--	--	--

別表第1の10の部(1)の款から(5)の款までの規定中「300円」を「350円」に改め、同部中

「

(6) 道路法第8条第1項の市道の幅員の証明書の交付	市道幅員証明書 交付手数料	1件につき 300円
----------------------------	------------------	------------

」を

「

(6) 道路法第8条第1項の市道の幅員の証明書の交付	市道幅員証明書 交付手数料	1件につき 350円
(7) 道路法第28条に規定する道路台帳に関する図面の写しの交付	道路台帳図の写し 交付手数料	1枚につき 350円
(8) 市道路線認定網図の写しの交付	市道路線認定網図の写し 交付手数料	1枚につき 350円
(9) 道路境界確認査定図の写しの交付	道路境界確認査定図の写し 交付手数料	1枚につき 350円
(10) 道路境界確認書及び道路境界に係る承諾書の交付	道路境界確認書 交付手数料	1件につき 350円
	道路境界に係る承諾書 交付手数料	1件につき 350円

」に

改め、同表11の部中「300円」を「350円」に改め、同表12の部中「300円」を「350円」に、「前項までに規定する以外の」を「その他の」に改める。

別表第2第71項及び第72項中「300円」を「350円」に改め、同表第

80項を次のように改める。

<p>80 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為又は建築に関する証明書等の交付</p>	<p>開発行為等証明手数料</p>	<p>都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証明する場合にあっては1件につき5,000円</p> <p>都市計画法第53条第1項の規定に適合していることを証明する場合にあっては1件につき350円</p>
--	-------------------	--

（ひたちなか市集会施設設置及び管理条例の一部改正）

第2条 ひたちなか市集会施設設置及び管理条例（平成9年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「550円」を「620円」に、「660円」を「740円」に改める。

（ひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正）

第3条 ひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例（平成6年条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

駐車場使用料

駐車場	駐車区分		登録使用料			一時使用料 (1日1回につき) (円)
			期間(月)	一般(円)	学生(円)	
元町自転車 駐車場及び 勝田駅西口 自転車駐車 場	自転車	1階	1	1,500	1,200	120
			3	4,200	3,300	
			6	8,200	6,400	
			12	14,500	11,500	
		2階	1	1,200	900	
			3	3,300	2,600	

			6	6,400	4,800	
			1 2	11,500	8,600	
		3 階	1	900	600	
		又は	3	2,600	1,600	
		屋上	6	4,800	3,200	
			1 2	8,600	5,800	
	原動機付自転車	付帯施設	1		3,100	170
			3		8,600	
			6		16,300	
			1 2		29,000	
勝田駅東口 自転車駐車場	自転車	1 階	1	2,500	2,000	340
			3	6,800	5,400	
			6	13,300	10,600	
			1 2	23,500	18,800	
		2 階	1	1,800	1,500	
			3	5,300	4,200	
			6	10,500	8,300	
			1 2	18,500	14,800	
		3 階	1	1,500	1,200	
			3	4,200	3,400	
			6	7,800	6,200	
			1 2	13,800	11,000	

(ひたちなか市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

第4条 ひたちなか市自転車等の放置防止に関する条例（平成9年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「1,100円」を「1,240円」に改め、同項第2号中「1,650円」を「1,850円」に改める。

(ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例の一部改正)

第5条 ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例（平成29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条，第13条関係）

有料施設使用料

使用時間区分 使用施設区分	午前 9 時から 午後 零時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで	午後 6 時から 午後 9 時 3 0 分まで
1 0 1 研修室	円 930	円 620	円 620	円 1,080
1 0 2 研修室	390	260	260	450
1 0 3 研修室	1,320	880	880	1,540
1 0 4 研修室	390	260	260	450
1 0 5 研修室	510	340	340	590
2 0 1 スタジオ	2,250	1,500	1,500	2,620
2 0 2 スタジオ	810	540	540	940
2 0 3 スタジオ	480	320	320	560
3 0 1 キッチンス スタジオ	1,510	1,000	1,000	1,760
3 0 2 交流室	1,920	1,280	1,280	2,240
3 0 3 研修室	1,650	1,100	1,100	1,920
3 0 4 研修室	1,980	1,320	1,320	2,310
3 0 5 講師控室	390	260	260	450

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2 (第 1 3 条関係)

有料施設使用料

使用時間区分 使用施設区分	午前 9 時から 午後 零時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで	午後 6 時から 午後 9 時 3 0 分まで
1 0 1 研修室	円 460	円 310	円 310	円 540
1 0 2 研修室	190	130	130	220
1 0 3 研修室	660	440	440	770
1 0 4 研修室	190	130	130	220
1 0 5 研修室	250	170	170	290
2 0 1 スタジオ	1,120	750	750	1,310
2 0 2 スタジオ	400	270	270	470
2 0 3 スタジオ	240	160	160	280
3 0 1 キッチンス スタジオ	750	500	500	880

302 交流室	960	640	640	1,120
303 研修室	820	550	550	960
304 研修室	990	660	660	1,150
305 講師控室	190	130	130	220

(ひたちなか市文化会館設置及び管理条例の一部改正)

第6条 ひたちなか市文化会館設置及び管理条例（平成6年条例第141号）の一部を次のように改正する。

別表中2の表及び備考以外の部分を次のように改める。

別表（第9条，第10条関係）

1 施設等使用料

(1) 大ホール

使用料及び時間		午前	午後	夜間	全日	その他1 時間当たり		
		午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで	午前9時から午後 10時まで			
使用区分	基本使用料	平日	円 21,780	円 33,860	円 47,160	円 102,800	円 9,350	
	土・日・休日		29,020	43,540	59,250	131,810	11,990	
準備又は練習	平日		15,730	24,180	32,650	72,560	6,600	
	土・日・休日		20,550	30,230	41,110	91,890	8,360	
入場料等を徴収する場合の使用料	500円未満	平日	24,180	37,490	52,000	113,670	10,340	
		土・日・休日	31,440	48,370	65,310	145,120	13,200	
	500円以上 1,000円未満	平日	26,600	41,110	56,840	124,550	11,330	
		土・日・休日	35,070	52,000	71,350	158,420	14,410	
	1,000円以上 2,000円未満	平日	29,020	43,540	61,680	134,240	12,210	
		土・日・休日	37,490	56,840	77,400	171,730	15,620	
	2,000円以上 3,000円未満	平日	30,230	47,160	66,520	143,910	13,090	
		土・日・休日	41,110	60,470	83,440	185,020	16,830	
	3,000円以上	平日	32,650	50,790	71,350	154,790	14,080	
		土・日・休日	43,540	65,310	89,490	198,340	18,040	
	・テレビの公開放映及び録画 ・ラジオの公開放送及び録音	平日		29,020	43,540	61,680	134,240	12,210
		土・日・休日		37,490	56,840	77,400	171,730	15,620

・営利・宣伝その他 これに類する目的とする場合で 入場料等を徴収しない場合						
---	--	--	--	--	--	--

(2) 小ホール

使用料及び時間		午前	午後	夜間	全日	その他 1 時間当たり	
		午前 9 時から午後 0 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで		
基本使用料	平日	円 4,840	円 7,260	円 10,890	円 22,990	円 2,090	
	土・日・休日	6,050	9,680	13,310	29,040	2,640	
準備又は練習	平日	3,640	4,840	7,260	15,740	1,440	
	土・日・休日	4,840	7,260	9,680	21,780	1,980	
入場料等を徴収する場合の使用料	500 円未満	平日	4,840	8,470	12,100	25,410	2,310
		土・日・休日	7,260	10,890	14,520	32,670	2,970
	500 円以上 1,000 円未満	平日	6,050	8,470	13,310	27,830	2,530
		土・日・休日	7,260	12,100	15,730	35,090	3,190
	1,000 円以上 2,000 円未満	平日	6,050	9,680	14,520	30,250	2,750
		土・日・休日	8,470	12,100	16,940	37,510	3,410
	2,000 円以上	平日	7,260	9,680	15,730	32,670	2,970
		土・日・休日	8,470	13,310	18,130	39,910	3,640
・テレビの公開放映及び録画 ・ラジオの公開放送及び録音 ・営利・宣伝その他 これに類する目的とする場合で 入場料等を徴収しない場合	平日	6,050	9,680	14,520	30,250	2,750	
	土・日・休日	8,470	12,100	16,940	37,510	3,410	

(3) 楽屋等

使用料及び時間 施設の名称	午前	午後	夜間	全日	その他 1 時間当たり
	午前 9 時から午後 零時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	
楽屋（１）（大ホール用）	円 610	円 960	円 1,220	円 2,790	円 250
楽屋（２）（大ホール用）	730	1,340	1,820	3,890	350
楽屋（３）（大ホール用）	370	610	840	1,820	170
楽屋（５）（大ホール用）	370	610	840	1,820	170
楽屋（６）（大ホール用）	370	610	840	1,820	170
楽屋（７）（小ホール用）	960	1,570	2,170	4,700	420
楽屋（８）（小ホール用）	370	610	840	1,820	170
リハーサル室	2,540	4,710	6,050	13,300	1,210
小会議室（１）	1,080	1,930	2,540	5,550	500
小会議室（２）	730	1,340	1,820	3,890	350
小練習室	1,080	1,820	2,290	5,190	470
大練習室	1,820	3,140	4,110	9,070	820
学習室	1,340	2,290	3,030	6,660	600
映写・録音室	730	1,220	1,690	3,640	340
和室（１）（２４帖）	1,690	2,900	3,870	8,460	780
和室（２）（１０帖）	1,080	1,930	2,430	5,440	490
展示室	7,260				
（大会議室として使用の場合）	3,030	4,840	6,650	14,520	1,320

（４） 催しの広場

使用料及び時間 施設の名称	午前	午後	夜間	全日	その他 1 時間当たり
	午前 9 時から午後 零時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	
催しの広場	円 2,470	円 3,450	円 3,450	円 9,370	円 850

（５） 喫茶室，厨房等

施設の名称	使用料等
喫茶室，厨房等	1 か月当たり 193,510 円

	営業時間は、原則として午前 11 時から午後 8 時まで。ただし、会館の業務に合わせ営業時間を変更できる。
--	---

(ひたちなか市体育館設置及び管理条例の一部改正)

第 7 条 ひたちなか市体育館設置及び管理条例（平成 6 年条例第 132 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の（1）のアの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 営利を目的としない場合

使用区分			市内居住者又は市内に勤務する者				左記以外の者				
			午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	
主 競 技 場	体 育 に 使 用 す る 場 合	半面	円 620	円 990	円 990	円 2,600	円 930	円 1,480	円 1,480	円 3,890	
		全 面	入場料を徴収しない場合	1,240	1,980	1,980	5,200	1,860	2,960	2,960	7,780
			入場料を徴収する場合	2,480	3,960	3,960	10,400	3,720	5,920	5,920	15,560
	体 育 以 外 に 使 用 す る 場 合	入場料を徴収しない場合	1,240	1,980	1,980	5,200	1,860	2,960	2,960	7,780	
		入場料を徴収する場合	2,480	3,960	3,960	10,400	3,720	5,920	5,920	15,560	
	サ ブ 競 技 場	体 育 に 使 用 す る 場 合	全 面	620	990	990	2,600	930	1,480	1,480	3,890
入場料を徴収する場合			1,240	1,980	1,980	5,200	1,860	2,960	2,960	7,780	
体 育 以 外 に 使 用 す る 場 合		入場料を徴収しない場合	620	990	990	2,600	930	1,480	1,480	3,890	
		入場料を徴収する場合	1,240	1,980	1,980	5,200	1,860	2,960	2,960	7,780	
柔剣道場	専用する場合	500	740	740	1,980	750	1,110	1,110	2,970		
弓道場	専用する場合	370	620	620	1,610	550	930	930	2,410		
卓球室（研修室）		370	620	620	1,610	550	930	930	2,410		
トレーニング室		620	990	990	2,600	930	1,480	1,480	3,890		

別表の 1 の（1）のイの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 営利を目的とする場合

使用区分			市内居住者又は市内に勤務する者				左記以外の者				
			午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	
主 競 技 場	体 育 に 使 用 す る 場 合	半面	円 9,250	円 14,800	円 14,800	円 38,850	円 13,870	円 22,200	円 22,200	円 58,270	
		全 面	入場料を徴収しない場合	18,500	29,600	29,600	77,700	27,740	44,400	44,400	116,540
			入場料を徴収する場合	37,000	59,200	59,200	155,400	55,480	88,800	88,800	233,080
	体 育 以 外 に 使 用 す る 場 合	入場料を徴収しない場合	18,500	29,600	29,600	77,700	27,740	44,400	44,400	116,540	
		入場料を徴収する場合	37,000	59,200	59,200	155,400	55,480	88,800	88,800	233,080	
	サ ブ 競 技 場	体 育 に 使 用 す る 場 合	全 面	入場料を徴収しない場合	9,250	14,800	14,800	38,850	13,870	22,200	22,200
入場料を徴収する場合				18,500	29,600	29,600	77,700	27,740	44,400	44,400	116,540
体 育 以 外 に 使 用 す る 場 合			入場料を徴収しない場合	9,250	14,800	14,800	38,850	13,870	22,200	22,200	58,270
		入場料を徴収する場合	18,500	29,600	29,600	77,700	27,740	44,400	44,400	116,540	
柔剣道場		専用する場合	7,400	11,100	11,100	29,600	11,100	16,650	16,650	44,400	
弓道場		専用する場合	5,550	9,250	9,250	24,050	8,320	13,870	13,870	36,060	
卓球室（研修室）		5,550	9,250	9,250	24,050	8,320	13,870	13,870	36,060		
トレーニング室		9,250	14,800	14,800	38,850	13,870	22,200	22,200	58,270		

別表の1の(2)の表中「1,010円」を「1,140円」に、「500円」を「570円」に、「190円」を「220円」に、「150円」を「170円」に改め、別表の1の(3)の表中「5,500円」を「6,170円」に、「2,750円」を「3,090円」に改め、別表の2の表中「220」を「250」に、「660」を「750」に、「270」を「310」に、「810」を「930」に、「110」を「120」に、「330」を「360」に、「160」を「180」に、「480」を「540」に改める。

(ひたちなか市営プール設置及び管理条例の一部改正)

第8条 ひたちなか市営プール設置及び管理条例（平成6年条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「250円」を「290円」に、「220円」を「250円」に、「120円」を「140円」に、「110円」を「120円」に改め、別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 専用使用の場合

使用区分	午前	午後
一般	3,090円	6,170円
高校生以下の者又は65歳以上の者	1,540円	3,080円

(ひたちなか市運動ひろば設置及び管理条例の一部改正)

第9条 ひたちなか市運動ひろば設置及び管理条例（平成6年条例第140号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 石川運動ひろば使用料

使用区分 (1面につき)		早朝	午前	午後	夜間	全日
一般	市内	630円	1,240円	1,480円	1,240円	3,700円
	市外	940円	1,860円	2,220円	1,860円	5,550円
高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	310円	620円	740円	620円	1,850円
	市外	470円	930円	1,110円	930円	2,770円

別表第3の2の表中「560円」を「630円」に、「1,100円」を「1,240円」に、「1,320円」を「1,480円」に、「2,260円」を「2,540円」に、「840円」を「940円」に、「1,650円」を「1,860円」に、「1,980円」を「2,220円」に、「3,390円」を「3,810円」に、「280円」を「310円」に、「550円」を「620円」に、「660円」を「740円」に、「1,130円」を「1,270円」に、「420円」を「470円」に、「820円」を「930円」に、「990円」を「1,110円」に、「1,690円」を「1,900円」に改める。

別表第4中「270円」を「310円」に、「400円」を「460円」に、「130円」を「150円」に、「200円」を「230円」に改める。

(ひたちなか市武道館設置及び管理条例の一部改正)

第10条 ひたちなか市武道館設置及び管理条例（平成6年条例第145号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,100円」を「1,240円」に、「1,370円」を「1,540円」に、「550円」を「620円」に、「680円」を「770円」に、「220円」を「250円」に、「110円」を「120円」に改める。

(ひたちなか市那珂湊第二野球場設置及び管理条例の一部改正)

第 1 1 条 ひたちなか市那珂湊第二野球場設置及び管理条例（平成 6 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

那珂湊第二野球場使用料

使用区分			午前	午後	延長時間 (1 時間当たり)
アマチュア 野球等に使 用する場合	一般	市内	1,860円	2,480円	620円
		市外	2,790円	3,720円	930円
	高校生以下の者又 は 6 5 歳以上の者	市内	930円	1,240円	310円
		市外	1,380円	1,840円	460円

(ひたちなか市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第 1 2 条 ひたちなか市総合福祉センター設置及び管理条例（平成 6 年条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「6 4 0」を「7 2 0」に、「1, 0 7 0」を「1, 2 0 0」に、「1, 8 3 0」を「2, 1 0 0」に、「2, 7 0 0」を「3, 1 0 0」に、「4, 3 3 0」を「4, 9 0 0」に改める。

(ひたちなか市那珂湊総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第 1 3 条 ひたちなか市那珂湊総合福祉センター設置及び管理条例（平成 7 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2, 6 9 0」を「3, 1 0 0」に、「4, 3 3 0」を「4, 9 0 0」に改める。

(ひたちなか市ふれあい交流館設置及び管理条例の一部改正)

第 1 4 条 ひたちなか市ふれあい交流館設置及び管理条例(平成 7 年条例第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

別表中 2 の表及び備考以外の部分を次のように改める。

1 施設等使用料

(1) ホール

(単位 円)

使用料及び時間		午前	午後	夜間	全日	その他 1 時間当た り
		午前 9 時 から午後 零時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 1 0 時ま で	午前 9 時 から午後 1 0 時ま で	
使用区分	平日	7,500	12,000	17,000	36,000	3,300

		土・日・休日	9,300	15,000	21,000	45,000	4,100
準備又は練習		平日	5,600	7,500	12,000	25,000	2,200
		土・日・休日	7,500	12,000	15,000	34,000	3,100
入場料等を徴収する場合の使用料	500円未満	平日	7,500	13,000	19,000	39,000	3,600
		土・日・休日	12,000	17,000	23,000	51,000	4,600
500円以上	1,000円未満	平日	9,300	13,000	21,000	43,000	3,900
		土・日・休日	12,000	19,000	25,000	54,000	5,000
1,000円以上	2,000円未満	平日	9,300	15,000	23,000	47,000	4,300
		土・日・休日	13,000	19,000	27,000	58,000	5,300
2,000円以上		平日	12,000	15,000	25,000	51,000	4,600
		土・日・休日	13,000	21,000	28,000	62,000	5,600
・テレビの公開放映及び録画 ・ラジオの公開放送及び録音 ・営利, 宣伝その他これに類する目的とする場合で, 入場料等を徴収しない場合		平日	9,300	15,000	23,000	47,000	4,300
		土・日・休日	13,000	19,000	27,000	58,000	5,300

(2) 楽屋

(単位 円)

使用料及び時間 施設の名称	午前	午後	夜間	全日	その他1時間あたり
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
楽屋(洋室)	540	880	1,100	2,500	230
楽屋(和室)	540	880	1,100	2,500	230

(ひたちなか市金上ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正)

第15条 ひたちなか市金上ふれあいセンター設置及び管理条例(平成11年条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中「550」を「620」に, 「720」を「810」に, 「910」を「1,100」に, 「1,100」を「1,300」に, 「1,460」を「1,700」に, 「1,810」を「2,100」に改める。

(ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例の一部改正)

第16条 ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例(平成6年条例第94号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「500円」を「560円」に改める。

別表第2中「1,100円」を「1,230円」に、「1,650円」を「1,840円」に、「770円」を「850円」に改める。

別表第3中「1,540円」を「1,710円」に、「2,570円」を「2,860円」に、「2,690円」を「3,010円」に改める。

(ひたちなか市漁村センター設置及び管理条例の一部改正)

第17条 ひたちなか市漁村センター設置及び管理条例(平成6年条例第95号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

使用区分	使用時間 午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
大会議室	1,210円	1,210円	1,840円
中会議室	850円	850円	1,230円
小会議室	360円	360円	610円
和室(1室)	610円	610円	850円
調理室	1,230円	1,230円	1,840円

(ひたちなか市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第18条 ひたちなか市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成9年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項から第4項までを削る。

第18条第1項第1号及び第2号中「5,000円」を「5,700円」に改め、同項第3号中「2,500円」を「2,850円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第11条関係)

し尿

種別	区分	手数料	適用
し尿	(1) 定額料金1	人頭割 1月当たり 世帯人員1人につき 329円	原則として(1)の区分を適用する。
	(2) 定額料金2	人頭割 1月当たり 世帯人員1人につき 329円	無臭式便槽については,(2)の区分を適用する。

		世帯割 1月当たり 329円	
	(3) 従量料金	1回当たり181につき164円	(1)又は(2)の区分の手数料を適用することが著しく実情に沿わない場合として規則で定める場合又は官公庁、学校、事業所その他これに類する施設として規則に定める施設に設置する場合については、(3)の区分を適用する。
	(4) 仮設トイレ料金	1回当たり3601までは4,520円 3601を超える場合にあっては、181につき226円	工事、催し等により一時的に設置するものについては、(4)の区分を適用する。
浄化槽汚泥	市長の指定する処理施設へ投入するとき	1,800kgにつき 2,200円	

備考

- (1)及び(2)の区分において、世帯人員の数は、各月のし尿を収集した日の世帯人員の数とする。
- (3)及び(4)の区分において、181未満の端数は、181に切り上げて計算する。
- 浄化槽汚泥について、1,800kg未満の端数は、1,800kgに切り上げて計算する。

別表第2(第11条,第12条関係)

ごみ

区分	手数料		備考
	容量・重量等区分	金額	
(1) 市が収集運搬及び処分するとき	ごみ処理容器(容量201)	17円	1枚につき
	“(451)”	23円	
	ごみ処理券(10kg相当)	23円	
	粗大ごみ処理券		
	3辺の合計が3m未満	940円	
“(3m以上)”	1,880円		
(2) 市長	家庭系廃棄物	50kgまで	300円

の指定する場所へ搬入するとき	物	50kgを超える10kgにつき	150円	10kg未満の端数は、10kgに切り上げて計算する。
	事業系一般廃棄物	10kgにつき	200円	10kg未満の端数は、10kgに切り上げて計算する。
(3) 市が犬猫等の死体を収集運搬及び処分するとき	1個につき		1,200円	

備考

1 市が収集運搬及び処分するときの手数料は、ごみ処理容器、ごみ処理券及び粗大ごみ処理券の販売数に応じて販売時に徴収するものとする。

2 粗大ごみとは、一辺の長さが50cmを超える物をいう。

(ひたちなか市道路占用料条例の一部改正)

第19条 ひたちなか市道路占用料条例(平成6年条例第110号)の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「100円」を「500円」に改める。

(ひたちなか市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第20条 ひたちなか市準用河川流水占用料等徴収条例(平成12年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「100円」を「500円」に改める。

(ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部改正)

第21条 ひたちなか市営住宅設置及び管理条例(平成9年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第52条中「310円」を「350円」に改める。

(ひたちなか市都市公園設置及び管理条例の一部改正)

第22条 ひたちなか市都市公園設置及び管理条例(平成6年条例第99号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の(1)のアの表中「5,330円」を「5,980円」に、「7,480円」を「8,390円」に、「6,400円」を「7,180円」に、「1,590円」を「1,790円」に、「7,990円」を「8,970円」に、「1

1, 220円」を「12, 580円」に, 「9, 600円」を「10, 770円」に, 「2, 380円」を「2, 680円」に, 「32, 040円」を「35, 920円」に, 「34, 170円」を「38, 310円」に, 「33, 110円」を「37, 120円」に, 「10, 680円」を「11, 980円」に, 「53, 400円」を「59, 870円」に, 「480, 570円」を「538, 720円」に, 「640, 780円」を「718, 320円」に改め, 別表第3の1の(1)のイの表中「940円」を「1, 060円」に, 「630円」を「710円」に, 「310円」を「350円」に, 「380円」を「430円」に改め, 別表第3の1の(1)のウ及びエの表中「1, 060円」を「1, 190円」に改め, 別表第3の1の(2)のアの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 専用使用の場合

使用区分			金額			
			午前	午後	夜間	延長時間 (1時間 当たり)
メインアリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	7,370円	9,820円	7,370円	2,460円
		入場料を徴収する場合	22,110円	29,460円	22,110円	7,380円
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	22,110円	29,460円	22,110円	7,380円
		入場料を徴収しない場合	73,700円	98,200円	73,700円	24,600円
		入場料を徴収する場合	221,100円	294,600円	221,100円	73,800円
サブアリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	3,540円	4,710円	3,540円	1,180円
		入場料を徴収する場合	10,620円	14,130円	10,620円	3,540円
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	10,620円	14,130円	10,620円	3,540円
		入場料を徴収しない場合	35,400円	47,100円	35,400円	11,800円

		い 場とする場合 合				
		入場料を徴収する 場合	106,200円	141,300円	106,200円	35,400円
武道場	アマチュアスポーツに使用する 場合		1時間当たり 2,360円			
弓道場	アマチュアスポーツに使用する 場合		1時間当たり 1,180円			
会議室	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料を徴収しな い場合	1時間当たり 350円			
		入場料を徴収する 場合	1時間当たり 1,050円			
	その他の 催物に使 用する場 合	入場料を徴収しな い場合	1時間当たり 700円			
		入場料を徴収する 場合	1時間当たり 3,130円			
ミーテ ィング ルーム	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料を徴収しな い場合	1時間当たり 350円			
		入場料を徴収する 場合	1時間当たり 1,050円			
	その他の 催物に使 用する場 合	入場料を徴収しな い場合	1時間当たり 700円			
		入場料を徴収する 場合	1時間当たり 3,130円			
更衣室 (シャワーの利 用を含む。)	入場料を徴収しな い場合		1時間当たり 350円			
	入場料を徴収する 場合		1時間当たり 700円			
エントランス ラザ等	展示等に使用する 場合		1日当たり 1 m ² 1,180円			

別表第3の1の(2)のイの表中「310円」を「350円」に、「150円」を「170円」に、「210円」を「240円」に、「2,100円」を「2,400円」に改め、別表第3の1の(2)のウの表中「3,150円」を「3,540円」に、「4,710円」を「5,280円」に、「2,100円」を「2,360円」に、「3,140円」を「3,520円」に、「1,050円」を「1,

180円」に、「1,570円」を「1,760円」に、「520円」を「590円」に、「840円」を「880円」に、「110円」を「130円」に改め、別表第3の1の(2)のオの表中備考以外の部分を次のように改める。

オ 付属設備及び備品類の使用料

名称	使用単位 (1日当たり)	金額	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催物に 使用する場合
放送設備A(メインアリーナ)	一式	1,180円	2,360円
放送設備B(サブアリーナ他)	一式	950円	1,900円
電光得点表示装置	一式	590円	1,180円
移動観覧席	全席	14,080円	28,160円
フローシート 1.1m×20.0m	1枚	250円	500円
看板・横断幕・懸垂幕 (営利目的の催物を行う際の 一時的な広告物)	1㎡	1,180円	2,360円
持込み電気器具	1台	130円	260円

別表第3の1の(3)のアの表中「6,300円」を「7,080円」に、「8,400円」を「9,440円」に、「2,100円」を「2,360円」に、「31,500円」を「35,400円」に、「42,000円」を「47,200円」に、「10,500円」を「11,800円」に、「63,000円」を「70,800円」に、「84,000円」を「94,400円」に、「21,000円」を「23,600円」に、「471,430円」を「528,480円」に、「310円」を「350円」に、「930円」を「1,050円」に、「620円」を「700円」に、「2,790円」を「3,130円」に改め、別表第3の1の(3)のイの表中「160円」を「180円」に、「80円」を「90円」に改め、別表第3の1の(3)のウの表中「3,140円」を「3,520円」に、「15,710円」を「17,620円」に、「2,100円」を「2,360円」に改め、別表第3の1の(3)のオの表中「1,060円」を「1,190円」に改め、別表第3の1の(3)のカの表中「520円」を「590円」に、「840円」を「950円」に、「270円」を「310円」に、「420円」を「480円」に改め、別表第3の1の(4)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(4) テニスコート使用料

使用区分 (1面につき)			時間使用 (1時間当たり)
個人使用	一般	市内	480円
		市外	720円
	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	240円
		市外	360円
団体使用	一般	市内	350円
		市外	520円
	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	170円
		市外	260円

別表第3の1の(5)のアの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア レクリエーション広場を使用する場合

使用区分			時間使用 (1時間当たり)
全面使用する場合	一般	市内	590円
		市外	880円
	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	290円
		市外	440円
半面使用する場合	一般	市内	300円
		市外	450円
	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	150円
		市外	220円

別表第3の1の(6)の表中「2, 520円」を「2, 850円」に、「3, 360円」を「3, 800円」に、「840円」を「950円」に、「5, 040円」を「5, 700円」に、「6, 720円」を「7, 600円」に、「1, 680円」を「1, 900円」に、「10, 080円」を「11, 400円」に、「13, 440円」を「15, 200円」に、「25, 200円」を「28, 500円」に、「33, 600円」を「38, 000円」に、「8, 400円」を「9, 500円」に、「75, 600円」を「85, 500円」に、「100, 800円」を「114, 000円」に改め、別表第3の2の(1)のアの表中「3, 300円」を「3, 720円」に、「4, 400円」を「4, 960円」に、「1, 100円」を「1, 240円」に、「4, 950円」を「5, 580円」に、「6, 600円」を「7, 440円」に、「1, 650円」を「1, 860円」に、「2, 200円」を「2, 480円」に、「550円」を「620円」に、「2, 470円」を「2, 790円」に、「820円」を「930円」に、「55, 000円」を「61, 660円」

に、「160, 190円」を「179, 580円」に改め、別表第3の2の(1)のイの表中「170円」を「200円」に、「250円」を「300円」に改め、別表第3の2の(2)のアの表中「270円」を「310円」に、「400円」を「460円」に、「130円」を「150円」に、「200円」を「230円」に改め、別表第3の2の(2)のイの表中「640円」を「720円」に改め、別表第3の2の(3)の表中「360円」を「410円」に、「540円」を「610円」に、「180円」を「200円」に、「270円」を「300円」に改め、別表第3の2の(4)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(4) 相撲場使用料

使用区分		金額		
		午前	午後	延長時間 (1時間当たり)
一般	市内	630円	840円	210円
	市外	930円	1,240円	310円
高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	300円	400円	100円
	市外	450円	600円	150円

別表第4の1の表中「560円」を「630円」に、「1,100円」を「1,240円」に、「1,320円」を「1,480円」に、「2,220円」を「2,490円」に、「840円」を「940円」に、「1,650円」を「1,860円」に、「1,980円」を「2,220円」に、「3,330円」を「3,730円」に、「280円」を「310円」に、「550円」を「620円」に、「660円」を「740円」に、「1,110円」を「1,240円」に、「420円」を「470円」に、「820円」を「930円」に、「990円」を「1,110円」に、「1,660円」を「1,860円」に改め、別表第4の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 東石川第4公園グラウンド使用料

使用区分			金額		
			午前	午後	延長時間 (1時間当たり)
アマチュア野球等に使用する場合	一般	市内	2,460円	3,280円	820円
		市外	3,690円	4,920円	1,230円
	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	1,230円	1,640円	410円
		市外	1,830円	2,440円	610円

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、付則第22条の規定は、公布の日から施行する。

(ひたちなか市集会施設設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後のひたちなか市集会施設設置及び管理条例別表の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後のひたちなか市集会施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前のひたちなか市集会施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第3条の規定による改正後のひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後のひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例第2条に規定する有料駐車場の使用に係る使用料について適用し、施行日前の同条に規定する有料駐車場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の有料駐車場の使用であって、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）前に申請をしたものに係る使用料については、なお従前の例による。

3 公布日以後に申請をした場合であって、使用登録（ひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例第6条第1項の規定による使用登録をいう。以下同じ。）を受けた期間が施行日前的日から施行日以後の日にわたるとき（使用登録の期間が1月のときを除く。）は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額を当該使用登録を受けた期間の月数で除して得た額に、当該各号に掲げる期間の月数を乗じて得た額を合算して得た合計額を、当該使用登録を受けた期間に係る使用料の額とする。

(1) 当該使用登録を受けた期間の初日から施行日の前日までの期間 第3条の規定による改正前のひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例別表に定める額

(2) 当該使用登録を受けた期間のうち、施行日から当該使用登録を受けた期間の末日までの期間 第3条の規定による改正後のひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例別表に定める額

4 前項の合計額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(ひたちなか市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第4条の規定による改正後のひたちなか市自転車等の放置防止に関する条例第15条第1項の規定は、施行日以後の自転車及び原動機付自転車の撤去に係る費用について適用し、施行日前の自転車及び原動機付自転車の撤去に係る費用については、なお従前の例による。

(ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第5条の規定による改正後のひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の有料施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の有料施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市文化会館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 第6条の規定による改正後のひたちなか市文化会館設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後の施設及び付属設備器具の使用に係る使用料について適用し、施行日前の施設及び付属設備器具の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の施設及び付属設備器具の使用であって、公布日前に申請をしたものに係る使用料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市体育館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 第7条の規定による改正後のひたちなか市体育館設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後のひたちなか市体育館の使用に係る使用料について適用し、施行日前のひたちなか市体育館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市運動ひろば設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 第9条の規定による改正後のひたちなか市運動ひろば設置及び管理条例別表第3及び別表第4の規定は、施行日以後のひたちなか市運動ひろばの使用に係る使用料について適用し、施行日前のひたちなか市運動ひろばの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市武道館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 第10条の規定による改正後のひたちなか市武道館設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後のひたちなか市武道館の使用に係る使用料について適用し、施行日前のひたちなか市武道館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市那珂湊第二野球場設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第11条の規定による改正後のひたちなか市那珂湊第二野球場設置及び管理条例別表第2の規定は、施行日以後のひたちなか市那珂湊第二野球場の使用に係る使用料について適用し、施行日前のひたちなか市那珂湊第二野球場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 第12条の規定による改正後のひたちなか市総合福祉センター設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、

施行日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市那珂湊総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第13条の規定による改正後のひたちなか市那珂湊総合福祉センター設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市ふれあい交流館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第14条の規定による改正後のひたちなか市ふれあい交流館設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後の施設及び付属設備器具の使用に係る使用料について適用し、施行日前の施設及び付属設備器具の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の施設及び付属設備器具の使用であって、公布日前に申請をしたものに係る使用料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市金上ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第15条の規定による改正後のひたちなか市金上ふれあいセンター設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後のひたちなか市金上ふれあいセンターの室の使用に係る使用料について適用し、施行日前のひたちなか市金上ふれあいセンターの室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第16条の規定による改正後のひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例別表第1から別表第3までの規定は、施行日以後の事務室、会議室及び研修室の使用に係る使用料について適用し、施行日前の事務室、会議室及び研修室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の会議室及び研修室の使用であって、公布日前に申請をしたものに係る使用料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市漁村センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 第17条の規定による改正後のひたちなか市漁村センター設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後のひたちなか市漁村センターの使用に係る使用料について適用し、施行日前のひたちなか市漁村センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 第18条の規定による改正後のひたちなか市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条、別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後のし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る手数料並びに施行日以後のごみの収集運搬及び処分に係る手数料について適用し、施行日前のし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る手数料並びに

施行日前のごみの収集運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に第18条の規定による改正前のひたちなか市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第2の規定により購入されたごみ処理容器、ごみ処理券及び粗大ごみ処理券によって施行日以後にごみの収集運搬及び処分を行う場合におけるごみの収集運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第18条 第19条の規定による改正後のひたちなか市道路占用料条例第4条の規定は、施行日以後に申請をした道路の占用に係る占用料又は施行日前に申請をした道路の占用に係る令和9年度以降の占用料について適用する。

(ひたちなか市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第19条 第20条の規定による改正後のひたちなか市準用河川流水占用料等徴収条例第3条の規定は、施行日以後に申請をした流水の占用に係る流水占用料、土地の占用に係る土地占用料若しくは土石その他の河川産出物の採取に係る土石その他の河川産出物採取料又は施行日前に申請をした流水の占用に係る令和9年度以降の流水占用料、土地の占用に係る令和9年度以降の土地占用料若しくは土石その他の河川産出物の採取に係る令和9年度以降の土石その他の河川産出物採取料について適用する。

(ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第20条 第21条の規定による改正後のひたちなか市営住宅設置及び管理条例第52条の規定は、施行日以後の保管場所使用承諾証明に係る手数料について適用し、施行日前の保管場所使用承諾証明に係る手数料については、なお従前の例による。

(ひたちなか市都市公園設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第21条 第22条の規定による改正後のひたちなか市都市公園設置及び管理条例別表第3及び別表第4の規定は、施行日以後の都市公園の使用に係る使用料について適用し、施行日前の都市公園の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の際現に第22条の規定による改正前のひたちなか市都市公園設置及び管理条例別表第3の規定により発行されている回数券による施行日以後のトレーニング室の利用に係る使用料については、同条の規定による改正後のひたちなか市都市公園設置及び管理条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

- 第22条 この条例の施行に関し、必要な手数料、使用料等の徴収その他の行為は、

施行日前においても行うことができる。

旧				新				備考
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）				
区分	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	区分	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
1 税務	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10に規定する市税の納付又は納入すべき額その他市税に関する事項のうち地方税法施行令（昭和25年政令第245号）で定めるものについての証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）	納税証明書交付手数料	1枚につき <u>300円</u>	1 税務	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10に規定する市税の納付又は納入すべき額その他市税に関する事項のうち地方税法施行令（昭和25年政令第245号）で定めるものについての証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）	納税証明書交付手数料	1件につき <u>350円</u>	
		その他の証明書交付手数料	1件又は1筆1棟につき <u>300円</u> （多機能端末機（地方公共団体情報システム機構と契約を締結した民間の事業者が設置し、かつ、市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）を利用して交付することができる証明書を多機能端末機により交付する場合においても、同額とする。）			その他の証明書交付手数料	1件につき <u>350円</u> （多機能端末機（地方公共団体情報システム機構と契約を締結した民間の事業者が設置し、かつ、市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）を利用して交付することができる証明書を多機能端末機により交付する場合にあっては、 <u>300円</u> ）	
	(2) 地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）のうち固定資産として政令で定めるものに関する事項が記載されている部分	固定資産課税台帳閲覧手数料	1件につき <u>300円</u>		(2) 地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）のうち固定資産として政令で定めるものに関する事項が記載されている部分	固定資産課税台帳閲覧手数料	1件につき <u>350円</u>	

旧			新			備考
又はその写しの閲覧（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）			又はその写しの閲覧（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）			
(3) 地方税法第382条の3に規定する固定資産として政令で定めるものに関して固定資産課税台帳に記載されている事項のうち政令で定めるものについての証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）	固定資産課税台帳証明書交付手数料	1件につき 300円	(3) 地方税法第382条の3に規定する固定資産と帳に記載した事項に関する証明書交付手数料	固定資産課税台帳	1件につき 350円	
(4) 土地又は建物の評価証明書の交付	不動産評価証明書交付手数料	1地目1種別につき 300円				
(5) 土地又は建物の所有証明書の交付	所有不動産証明書交付手数料	ただし、2件目からは 100円				
			(4) 地方税法第387条第3項又は第4項に規定する土地名寄帳又は家屋名寄帳の写しの閲覧（同法第382条の4に規定する当該土地名寄帳又は家屋名寄帳に住所に代わる事項を記載したものの閲	名寄帳兼（補充）課税台帳閲覧手数料	1件につき 350円	

旧			新			備考			
	(6) その他の証明書の交付	その他の証明書 交付手数料	1件につき	300円	(5) その他の証明書の交付	その他の証明書 交付手数料	1件につき	350円	
	(7) 地番集成図の閲覧	地番集成図閲覧 手数料	1件につき	300円	(6) 地番集成図の閲覧	地番集成図閲覧 手数料	1件につき	350円	
	(8) 地番集成図の写しの交付	地番集成図写し 交付手数料	1件につき	300円	(7) 地番集成図の写しの交付	地番集成図写し 交付手数料	1件につき	350円	
	(9) ひたちなか市市税条例 (平成6年条例第39号)第91条の2第3項 の規定による商品運轉許 可証の交付	商品運轉許可証 交付手数料	1件につき	400円	(8) ひたちなか市市税条例 (平成6年条例第39号)第91条の2第3項 の規定による商品運轉許 可証の交付	商品運轉許可証 交付手数料	1件につき	450円	
	(10) 滞納処分と強制執行 等との手続の調整に関す る政令(昭和32年政令 第248号)第2条に規 定する差押調書等の謄本 の交付	差押調書謄本交 付手数料	1件につき	200円	(9) 滞納処分と強制執行等 との手続の調整に関する 政令(昭和32年政令第 248号)第2条に規定 する差押調書等の謄本の 交付	差押調書謄本交 付手数料	1件につき	200円	
2 略	略	略	略	2 略	略	略	略	略	
3 住民基本台帳	(1) 住民基本台帳法(昭和 42年法律第81号)第 11条の2第1項に規定 する住民基本台帳の一部 の写しの閲覧	住民基本台帳の 一部の写しの閲 覧手数料	1件につき	200円	(1) 住民基本台帳法(昭和 42年法律第81号)第 11条の2第1項に規定 する住民基本台帳の一部 の写しの閲覧	住民基本台帳の 一部の写しの閲 覧手数料	1件につき	350円	
	(2) 住民基本台帳法第12 条第1項並びに第12条 の3第1項及び第2項に 規定する住民票の写し若 しくは住民票に記載をし た事項に関する証明書又	住民票の写し若 しくは住民票記 載事項証明書又 は戸籍の附票の 写し交付手数料	1件につき	300円	(2) 住民基本台帳法第12 条第1項並びに第12条 の3第1項及び第2項に 規定する住民票の写し若 しくは住民票に記載をし た事項に関する証明書又	住民票の写し若 しくは住民票記 載事項証明書又 は戸籍の附票の 写し交付手数料	1件につき	350円	

旧			新			備考
4 印鑑登録	は同法第20条第1項、第3項及び第4項に規定する戸籍の附票の写しの交付		する。)	は同法第20条第1項、第3項及び第4項に規定する戸籍の附票の写しの交付		円)
	(3) 住民基本台帳法第12条の4第1項に規定する住民票の写しの交付	住民票の写し交付手数料	1件につき 300円	(3) 住民基本台帳法第12条の4第1項に規定する住民票の写しの交付	住民票の写し交付手数料	1件につき 350円
	(1) ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例(平成7年条例第19号)第7条第1項の規定による印鑑登録証の交付及び同条例第8条第1項の規定による印鑑登録証の再交付	印鑑登録証交付手数料	1件につき 300円	(1) ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例(平成7年条例第19号)第7条第1項の規定による印鑑登録証の交付及び同条例第8条第1項の規定による印鑑登録証の再交付	印鑑登録証交付手数料	1件につき 350円 ただし、ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例第12条第1項第1号の規定により印鑑の登録を抹消した場合において新たに同条例第7条第1項の規定による印鑑登録証を交付するときにあつては、1件につき450円
(2) ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例第15条第2項又は第15条の2の規定による印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	1件につき 300円 (多機能端末機を利用して交付することができる証明書を多機能端末機により交付する場合においても、同額とする。)	(2) ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例第15条第2項又は第15条の2の規定による印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	1件につき 350円 (多機能端末機を利用して交付することができる証明書を多機能端末機により交付する場合にあつては、300円)	
5 道路運送	略	略	略	5 道路運送	略	略

旧			新			備考		
租 税 特 別 措 置	(1) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,000円	租 税 特 別 措 置	(1) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,200円	
	(2)・(3) 略	略	略		(2)・(3) 略	略	略	
7 狂 犬 病 予 防	略	略	略	7 狂 犬 病 予 防	略	略	略	
8 鳥 獣 保 護	略	略	略	8 鳥 獣 保 護	略	略	略	
9 屋 外 広 告 物	茨城県屋外広告物条例(昭和49年茨城県条例第10号)第6条若しくは第7条第4項から第6項までの規定に基づく広告物等の表示等の許可,同条例第9条の2第1項の規定に基づく許可の更新又は同条例第10条第1項の規定に基づく広告物等の変更等の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	はり紙・ポスター 1件につき50枚までごとに 300円 はり札 1件につき10枚までごとに 500円 立看板 1枚につき 300円 広告板 1枚につき3㎡までごとに 750円	9 屋 外 広 告 物	茨城県屋外広告物条例(昭和49年茨城県条例第10号)第6条若しくは第7条第4項から第6項までの規定に基づく広告物等の表示等の許可,同条例第9条の2第1項の規定に基づく許可の更新又は同条例第10条第1項の規定に基づく広告物等の変更等の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	はり紙・ポスター 1件につき50枚までごとに 450円 はり札 1件につき10枚までごとに 750円 立看板 1枚につき 300円 広告板 1枚につき3㎡までごとに 1,100円	

旧		新		備考
	広告塔 1枚につき3㎡まで ごとに <u>750円</u> アーチ 1基につき3㎡まで ごとに <u>900円</u> 電柱巻立広告 1枚につき 300 円 電柱塗装広告 1枚につき 300 円 電柱袖付広告 1枚につき 300 円 広告幕 1枚につき 650 円 つり下げ看板 1枚につき 450 円 標識広告 1枚につき 300 円 照明広告 1基につき3㎡まで ごとに <u>800円</u> 電光ニュース、ビジュ アルボード 1基につき 6,0 00円 アドバルーン		広告塔 1枚につき3㎡まで ごとに <u>1,100円</u> アーチ 1基につき3㎡まで ごとに <u>1,300円</u> 電柱巻立広告 1枚につき 300 円 電柱塗装広告 1枚につき 300 円 電柱袖付広告 1枚につき 300 円 広告幕 1枚につき 650 円 つり下げ看板 1枚につき 450 円 標識広告 1枚につき 300 円 照明広告 1基につき3㎡まで ごとに <u>1,200円</u> 電光ニュース、ビジュ アルボード 1基につき 6,0 00円 アドバルーン	

			<p>1個につき <u>1,700円</u></p> <p>近隣店舗等案内広告</p> <p>1枚につき2㎡までごとに <u>800円</u></p> <p>車体利用広告</p> <p>1枚につき3㎡までごとに <u>650円</u></p> <p>広告旗</p> <p>1枚につき 350円</p> <p>店頭装飾</p> <p>1基につき 1,500円</p> <p>置広告</p> <p>1基につき 700円</p> <p>横断幕</p> <p>1枚につき 650円</p> <p>上記に定める広告物等の種類に該当しない広告物等については、最も類似した広告物等の手数料の額とする。</p>				<p>1個につき <u>1,800円</u></p> <p>近隣店舗等案内広告</p> <p>1枚につき2㎡までごとに <u>850円</u></p> <p>車体利用広告</p> <p>1枚につき3㎡までごとに <u>750円</u></p> <p>広告旗</p> <p>1枚につき 350円</p> <p>店頭装飾</p> <p>1基につき 1,500円</p> <p>置広告</p> <p>1基につき 700円</p> <p>横断幕</p> <p>1枚につき 650円</p> <p>上記に定める広告物等の種類に該当しない広告物等については、最も類似した広告物等の手数料の額とする。</p>
10 都市計画・建設	(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項各号の地域地区の証明書の交付	地域地区証明書 交付手数料	1件につき <u>300円</u>	10 都市計画・建設	(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項各号の地域地区の証明書の交付	地域地区証明書 交付手数料	1件につき <u>350円</u>
	(2) 都市計画法第7条第1項の市街化区域及び市街化調整区域の区分の証明書の交付	区域区分証明書 交付手数料	1件につき <u>300円</u>		(2) 都市計画法第7条第1項の市街化区域及び市街化調整区域の区分の証明書の交付	区域区分証明書 交付手数料	1件につき <u>350円</u>

旧			新			備考	
	(3) 土地区画整理事業の仮換地指定の証明書の交付	仮換地指定証明書交付手数料	1件1筆につき 300円	(3) 土地区画整理事業の仮換地指定の証明書の交付	仮換地指定証明書交付手数料	1件1筆につき 350円	
	(4) 土地区画整理事業の保留地(予定地)の証明書の交付	保留地証明書交付手数料	1件1筆につき 300円	(4) 土地区画整理事業の保留地(予定地)の証明書の交付	保留地証明書交付手数料	1件1筆につき 350円	
	(5) 道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の市道であることの証明書の交付	市道認定証明書交付手数料	1件につき 300円	(5) 道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の市道であることの証明書の交付	市道認定証明書交付手数料	1件につき 350円	
	(6) 道路法第8条第1項の市道の幅員の証明書の交付	市道幅員証明書交付手数料	1件につき 300円	(6) 道路法第8条第1項の市道の幅員の証明書の交付	市道幅員証明書交付手数料	1件につき 350円	
				(7) 道路法第28条に規定する道路台帳に関する図面の写しの交付	道路台帳図の写し交付手数料	1枚につき 350円	
				(8) 市道路線認定網図の写しの交付	市道路線認定網図の写し交付手数料	1枚につき 350円	
				(9) 道路境界確認査定図の写しの交付	道路境界確認査定図の写し交付手数料	1枚につき 350円	
				(10) 道路境界確認書及び道路境界に係る承諾書の交付	道路境界確認書交付手数料 道路境界に係る承諾書交付手数料	1件につき 350円 1件につき 350円	
11 地籍調査	(1) 国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第2項に規定する地籍調査の成果の写しの交付	筆界点番号集成図の写し交付手数料	1件につき 300円	(1) 国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第2項に規定する地籍調査の成果の写しの交付	筆界点番号集成図の写し交付手数料	1件につき 350円	
		地積測定計算簿の写し交付手数料	1件につき 300円		地積測定計算簿の写し交付手数料	1件につき 350円	

旧				新				備考
		図根点網図の写し し交付手数料	1件につき 300円			図根点網図の写し し交付手数料	1件につき 350円	
		地籍図根点成果 簿の写し交付手 数料	1件につき 300円			地籍図根点成果 簿の写し交付手 数料	1件につき 350円	
	(2)	国土調査法第21条第 2項に規定する地籍調査 の成果の写しの閲覧	1件につき 300円		(2)	国土調査法第21条第 2項に規定する地籍調査 の成果の写しの閲覧	1件につき 350円	
1 2 その他	(1)	略	略	1 2 その他	(1)	略	略	
	(2)	介護保険料納付証明書 の交付	1件につき 300円		(2)	介護保険料納付証明書 の交付	1件につき 350円	
	(3)	前項までに規定する以 外の各種証明書の交付	1件につき 300円		(3)	その他の各種証明書の 交付	1件につき 350円	

別表第2 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1~70 略	略	略
71 ひたちなか市建築基 準法施行細則(平成7年 規則第7号)第27条の 規定に基づく道路の位置 の指定に関する図面の写 しの交付	道路位置指定 図面の写し交 付手数料	1件につき 300円
72 ひたちなか市建築基 準法施行細則第28条の 規定に基づく建築計画概 要書等の写しの交付	建築計画概要 書等の写し交 付手数料	1件につき 300円
73~79 略	略	略
80 都市計画法施行規則 (昭和44年建設省令第 49号)第60条の規定 に基づく開発行為又は建 築に関する証明書等の交	開発行為等証 明手数料	1件につき 300円

別表第2 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1~70 略	略	略
71 ひたちなか市建築基 準法施行細則(平成7年 規則第7号)第27条の 規定に基づく道路の位置 の指定に関する図面の写 しの交付	道路位置指定 図面の写し交 付手数料	1件につき 350円
72 ひたちなか市建築基 準法施行細則第28条の 規定に基づく建築計画概 要書等の写しの交付	建築計画概要 書等の写し交 付手数料	1件につき 350円
73~79 略	略	略
80 都市計画法施行規則 (昭和44年建設省令第 49号)第60条の規定 に基づく開発行為又は建 築に関する証明書等の交	開発行為等証 明手数料	都市計画法第29条第1項若 しくは第2項、第35条の2第 1項、第41条第2項、第42 条又は第43条第1項の規定に 適合していることを証明する場

旧			新			備考
付			付		合にあっては1件につき5,000円 都市計画法第53条第1項の規定に適合していることを証明する場合にあっては1件につき350円	
81～92 略	略	略	81～92 略	略	略	
備考 略			備考 略			

ひたちなか市集会施設設置及び管理条例新旧対照表（第2条関係）

旧				新				備考
(使用料) 第5条 集会施設の使用料は、無料とする。ただし、集会施設の設置目的外の使用をする者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。				(使用料) 第5条 集会施設の使用料は、無料とする。ただし、集会施設の設置目的外の使用をする者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。				
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）				
室名	使用料			室名	使用料			
	9 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 7 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0		9 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 7 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0	
和室	<u>550 円</u>	<u>550 円</u>	<u>660 円</u>	和室	<u>620 円</u>	<u>620 円</u>	<u>740 円</u>	

ひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例新旧対照表（第3条関係）

No. 1

旧						新						備考							
(使用料) 第8条 有料駐車場を使用する者（以下「有料駐車場使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。						(使用料) 第8条 有料駐車場を使用する者（以下「有料駐車場使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。													
別表（第8条関係） 駐車場使用料						別表（第8条関係） 駐車場使用料													
駐車場	駐車区分	階	登録使用料		一時使用料 (1日1回につき) (円)	駐車場	駐車区分	階	登録使用料		一時使用料 (1日1回につき) (円)								
			期間(月)	一般(円)					学生(円)	期間(月)			一般(円)	学生(円)					
元町自転車 駐車場及び 勝田駅西口 自転車駐車 場	自転車	1階	1	1,300	1,000	100	元町自転車 駐車場及び 勝田駅西口 自転車駐車 場	自転車	1階	1	1,500	1,200	120						
			3	3,700	2,900					3	4,200	3,300							
			6	7,300	5,700					6	8,200	6,400							
			1 2	12,900	10,200					1 2	14,500	11,500							
			2階	1	1,000					800	2階	1		1,200	900				
				3	2,900					2,300		3		3,300	2,600				
				6	5,700					4,200		6		6,400	4,800				
				1 2	10,200					7,600		1 2		11,500	8,600				
		3階又は 屋上	1	800	500				3階又は 屋上	1	900	600							
			3	2,300	1,400					3	2,600	1,600							
			6	4,200	2,800					6	4,800	3,200							
			1 2	7,600	5,100					1 2	8,600	5,800							
			原動機付 自転車	付帯施設	1				2,700		150			原動機付 自転車	付帯施設	1	3,100		170
					3				7,600							3	8,600		
6	14,500				6	16,300													
1 2	25,800				1 2	29,000													
勝田駅東口 自転車駐車 場	自転車	1階	1	2,200	1,700	300	勝田駅東口 自転車駐車 場	自転車	1階	1	2,500	2,000	340						
			3	6,000	4,800					3	6,800	5,400							
			6	11,800	9,400					6	13,300	10,600							
			1 2	20,900	16,700					1 2	23,500	18,800							

旧					新					備考				
		2階	1	<u>1,600</u>	<u>1,300</u>			2階	1	<u>1,800</u>	<u>1,500</u>			
			3	<u>4,700</u>	<u>3,700</u>				3	<u>5,300</u>	<u>4,200</u>			
			6	<u>9,300</u>	<u>7,400</u>				6	<u>10,500</u>	<u>8,300</u>			
			1 2	<u>16,500</u>	<u>13,200</u>				1 2	<u>18,500</u>	<u>14,800</u>			
		3階	1	<u>1,300</u>	<u>1,000</u>			3階	1	<u>1,500</u>	<u>1,200</u>			
			3	<u>3,700</u>	<u>3,000</u>				3	<u>4,200</u>	<u>3,400</u>			
			6	<u>6,900</u>	<u>5,500</u>				6	<u>7,800</u>	<u>6,200</u>			
			1 2	<u>12,300</u>	<u>9,800</u>				1 2	<u>13,800</u>	<u>11,000</u>			
備考 略					備考 略									

ひたちなか市自転車等の放置防止に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新	備考
<p>(費用の徴収)</p> <p>第15条 市長は、第11条第1項又は第12条第2項の規定により撤去し、保管した自転車等を利用者等に返還するときは、次に掲げる費用を当該利用者等から徴収する。</p> <p>(1) 自転車 <u>1,100円</u></p> <p>(2) 原動機付自転車 <u>1,650円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第15条 市長は、第11条第1項又は第12条第2項の規定により撤去し、保管した自転車等を利用者等に返還するときは、次に掲げる費用を当該利用者等から徴収する。</p> <p>(1) 自転車 <u>1,240円</u></p> <p>(2) 原動機付自転車 <u>1,850円</u></p> <p>2 略</p>	

旧					新					備考
(使用料) 第13条 使用者は、有料施設の使用に当たっては、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、使用団体に属する者であって有料施設を使用するものの全てが、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校又は大学において修業している者その他の規則で定める者である場合においては、使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。 3・4 略					(使用料) 第13条 使用者は、有料施設の使用に当たっては、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、使用団体に属する者であって有料施設を使用するものの全てが、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校又は大学において修業している者その他の規則で定める者である場合においては、使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。 3・4 略					
別表第1（第6条，第13条関係） 有料施設使用料					別表第1（第6条，第13条関係） 有料施設使用料					
使用時間区分 使用施設区分	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分 から午後5時30分 まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分 から午後5時30分 まで	午後6時から 午後9時30分 まで		
101 研修室	円 810	円 540	円 540	円 940	円 930	円 620	円 620	円 1,080		
102 研修室	330	220	220	380	390	260	260	450		
103 研修室	1,140	760	760	1,330	1,320	880	880	1,540		
104 研修室	330	220	220	380	390	260	260	450		
105 研修室	450	300	300	520	510	340	340	590		
201 スタジオ	2,010	1,340	1,340	2,340	2,250	1,500	1,500	2,620		
202 スタジオ	720	480	480	840	810	540	540	940		
203 スタジオ	420	280	280	490	480	320	320	560		
301 キッチンスタジオ	1,320	880	880	1,530	1,510	1,000	1,000	1,760		
302 交流室	1,710	1,140	1,140	1,990	1,920	1,280	1,280	2,240		
303 研修室	1,440	960	960	1,680	1,650	1,100	1,100	1,920		
304 研修室	1,740	1,160	1,160	2,030	1,980	1,320	1,320	2,310		
305 講師控室	330	220	220	380	390	260	260	450		
備考 略					備考 略					

旧					新					備考
別表第2（第13条関係） 有料施設使用料					別表第2（第13条関係） 有料施設使用料					
使用時間区分 使用施設区分	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30 分から午後5 時30分まで	午後6時から 午後9時30 分まで	使用時間区分 使用施設区分	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30 分から午後5 時30分まで	午後6時から 午後9時30 分まで	
101 研修室	円 400	円 270	円 270	円 470	101 研修室	円 460	円 310	円 310	円 540	
102 研修室	160	110	110	190	102 研修室	190	130	130	220	
103 研修室	570	380	380	660	103 研修室	660	440	440	770	
104 研修室	160	110	110	190	104 研修室	190	130	130	220	
105 研修室	220	150	150	260	105 研修室	250	170	170	290	
201 スタジオ	1,000	670	670	1,170	201 スタジオ	1,120	750	750	1,310	
202 スタジオ	360	240	240	420	202 スタジオ	400	270	270	470	
203 スタジオ	210	140	140	240	203 スタジオ	240	160	160	280	
301 キッチン スタジオ	660	440	440	760	301 キッチン スタジオ	750	500	500	880	
302 交流室	850	570	570	990	302 交流室	960	640	640	1,120	
303 研修室	720	480	480	840	303 研修室	820	550	550	960	
304 研修室	870	580	580	1,010	304 研修室	990	660	660	1,150	
305 講師控室	160	110	110	190	305 講師控室	190	130	130	220	
備考 略					備考 略					

旧							新							備考			
<p>(使用料)</p> <p>第9条 会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設等の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(喫茶室、厨房等の使用)</p> <p>第10条 会館に付属する喫茶室、厨房等を専用して使用する者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けて当該施設を使用する者は、別表に定める施設等の使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>1 施設等使用料</p> <p>(1) 大ホール</p>							<p>(使用料)</p> <p>第9条 会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設等の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(喫茶室、厨房等の使用)</p> <p>第10条 会館に付属する喫茶室、厨房等を専用して使用する者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けて当該施設を使用する者は、別表に定める施設等の使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表（第9条、第10条関係）</p> <p>1 施設等使用料</p> <p>(1) 大ホール</p>										
使用区分		使用料及び時間		午前	午後	夜間	全日	その他	使用料及び時間		午前	午後	夜間	全日	その他		
		午前9時から午後10時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	時間当たり	午前9時から午後10時まで	午後1時から午後5時まで			午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	時間当たり				
基本使用料	平日	円	円	円	円	円	円	円	基本使用料	平日	円	円	円	円	円		
	土・日・休日	19,420	30,210	42,070	91,700	8,330	25,880	38,840		52,860	117,580	10,680	29,020	43,540	59,250	131,810	11,990
準備又は練習	平日	14,020	21,570	29,130	64,720	5,870	18,330	26,970	36,670	81,970	7,450	15,730	24,180	32,650	72,560	6,600	
	土・日・休日	14,020	21,570	29,130	64,720	5,870	18,330	26,970	36,670	81,970	7,450	20,550	30,230	41,110	91,890	8,360	
入場料等	500円未満	平日	21,570	33,440	46,380	101,390	9,210	28,050	43,150	58,260	129,460	11,770	24,180	37,490	52,000	113,670	10,340
	500円以上	平日	23,730	36,670	50,700	111,100	10,090	31,440	48,370	65,310	145,120	13,200	26,600	41,110	56,840	124,550	11,330
等を徴	1,000円未満	平日	31,280	46,380	63,650	141,310	12,840	35,070	52,000	71,350	158,420	14,410	35,070	52,000	71,350	158,420	14,410
	1,000円以上	平日	31,280	46,380	63,650	141,310	12,840	35,070	52,000	71,350	158,420	14,410	35,070	52,000	71,350	158,420	14,410

旧								新								備考
収 入 場 合 の 使 用 料	1,000円以上	平日	25,880	38,840	55,020	119,740	10,880	収 入 場 合 の 使 用 料	1,000円以上	平日	29,020	43,540	61,680	134,240	12,210	
		土・日・ 休日	33,440	50,700	69,040	153,180	13,930			土・日・ 休日	37,490	56,840	77,400	171,730	15,620	
	2,000円以上	平日	26,970	42,070	59,330	128,370	11,670	2,000円以上	平日	30,230	47,160	66,520	143,910	13,090		
		土・日・ 休日	36,670	53,940	74,430	165,040	15,000		土・日・ 休日	41,110	60,470	83,440	185,020	16,830		
	3,000円以上	平日	29,130	45,300	63,650	138,080	12,550	3,000円以上	平日	32,650	50,790	71,350	154,790	14,080		
		土・日・ 休日	38,840	58,260	79,830	176,930	16,080		土・日・ 休日	43,540	65,310	89,490	198,340	18,040		
・テレビの公開 放映及び録画		平日	25,880	38,840	55,020	119,740	10,880	・テレビの公開 放映及び録画		平日	29,020	43,540	61,680	134,240	12,210	
・ラジオの公開 放送及び録音		土・日・ 休日	33,440	50,700	69,040	153,180	13,930	・ラジオの公開 放送及び録音		土・日・ 休日	37,490	56,840	77,400	171,730	15,620	
・営利・宣伝そ の他これに類 する目的とす る場合で入場 料等を徴収し ない場合								・営利・宣伝そ の他これに類 する目的とす る場合で入場 料等を徴収し ない場合								
(2) 小ホール								(2) 小ホール								
使用料及び時間		午前	午後	夜間	全日	その他	1 時間当た り	使用料及び時間		午前	午後	夜間	全日	その他	1 時間当た り	
		午前9時 から午後 零時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで					午前9時 から午後 零時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで			
使用区分	基本使用料	平日	円	円	円	円	円	基本使用料	平日	円	円	円	円	円		
		土・日・ 休日	4,310	6,470	9,710	20,490	1,850			土・日・ 休日	4,840	7,260	10,890	22,990	2,090	
	土・日・ 休日	5,390	8,620	11,860	25,870	2,350	土・日・ 休日		6,050	9,680	13,310	29,040	2,640			
準備又は練習	平日	3,230	4,310	6,470	14,010	1,270	準備又は練習	平日	3,640	4,840	7,260	15,740	1,440			
		土・日・ 休日	4,310	6,470	8,620	19,400			1,760	土・日・ 休日	4,840	7,260	9,680	21,780	1,980	

旧								新								備考	
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合 の 使 用 料	500 円未満	平日	4,310	7,550	10,790	22,650	2,050	入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合 の 使 用 料	500 円未満	平日	4,840	8,470	12,100	25,410	2,310		
		土・日・ 休日	6,470	9,710	12,940	29,120	2,640			土・日・ 休日	7,260	10,890	14,520	32,670	2,970		
		500 円以上	平日	5,390	7,550	11,860	24,800			2,250	500 円以上	平日	6,050	8,470	13,310	27,830	
	1,000 円未満	土・日・ 休日	6,470	10,790	14,020	31,280	2,840	1,000 円未満	土・日・ 休日	7,260	12,100	15,730	35,090	3,190			
		1,000 円以上	平日	5,390	8,620	12,940	26,950		2,450	1,000 円以上	平日	6,050	9,680	14,520	30,250	2,750	
	2,000 円未満	土・日・ 休日	7,550	10,790	15,100	33,440	3,040	2,000 円未満	土・日・ 休日	8,470	12,100	16,940	37,510	3,410			
		2,000 円以上	平日	6,470	8,620	14,020	29,110		2,640	2,000 円以上	平日	7,260	9,680	15,730	32,670	2,970	
			土・日・ 休日	7,550	11,860	16,180	35,590	3,230				土・日・ 休日	8,470	13,310	18,130	39,910	
			・テレビの公開放 映及び録画	平日	5,390	8,620	12,940	26,950		2,450		・テレビの公開放 映及び録画	平日	6,050	9,680	14,520	
			土・日・ 休日	7,550	10,790	15,100	33,440	3,040			土・日・ 休日	8,470	12,100	16,940	37,510	3,410	
・ラジオの公開放 送及び録音			平日	5,390	8,620	12,940	26,950	2,450			・ラジオの公開放 送及び録音	平日	6,050	9,680	14,520	30,250	2,750
		休日	7,550	10,790	15,100	33,440	3,040			休日	8,470	12,100	16,940	37,510	3,410		
		・営利・宣伝その 他これに類する 目的とする場合 で入場料等を徴 収しない場合	平日	5,390	8,620	12,940	26,950			2,450	・営利・宣伝その 他これに類する 目的とする場合 で入場料等を徴 収しない場合	平日	6,050	9,680	14,520	30,250	2,750
		休日	7,550	10,790	15,100	33,440	3,040			休日	8,470	12,100	16,940	37,510	3,410		
		(3) 楽屋等	平日	5,390	8,620	12,940	26,950			2,450	(3) 楽屋等	平日	6,050	9,680	14,520	30,250	2,750
施設 の 名 称	使用料及び時間	午前	午前	午後	夜間	全日	その他 1	施設 の 名 称	使用料及び時間	午前	午後	夜間	全日	その他 1			
		午前 9 時 から午後 零時まで	午後 1 時 から午後 5時まで	午後 6 時 から午後 10時まで	午前 9 時 から午後 10時まで	時間当た り	午前 9 時 から午後 零時まで			午後 1 時 から午後 5時まで	午後 6 時 から午後 10時まで	午前 9 時 から午後 10時まで	時間当た り				
楽屋 (1) (大ホール用)		円	円	円	円	円	円	楽屋 (1) (大ホール用)		円	円	円	円	円			
		540	860	1,080	2,480	220	610			960	1,220	2,790	250				

旧						新						備考		
楽屋(2)(大ホール用)	640	1,180	1,620	3,440	310	楽屋(2)(大ホール用)	730	1,340	1,820	3,890	350			
楽屋(3)(大ホール用)	320	540	750	1,610	140	楽屋(3)(大ホール用)	370	610	840	1,820	170			
楽屋(5)(大ホール用)	320	540	750	1,610	140	楽屋(5)(大ホール用)	370	610	840	1,820	170			
楽屋(6)(大ホール用)	320	540	750	1,610	140	楽屋(6)(大ホール用)	370	610	840	1,820	170			
楽屋(7)(小ホール用)	860	1,400	1,940	4,200	370	楽屋(7)(小ホール用)	960	1,570	2,170	4,700	420			
楽屋(8)(小ホール用)	320	540	750	1,610	140	楽屋(8)(小ホール用)	370	610	840	1,820	170			
リハーサル室	2,260	4,200	5,390	11,850	1,070	リハーサル室	2,540	4,710	6,050	13,300	1,210			
小会議室(1)	960	1,720	2,260	4,940	450	小会議室(1)	1,080	1,930	2,540	5,550	500			
小会議室(2)	640	1,180	1,620	3,440	310	小会議室(2)	730	1,340	1,820	3,890	350			
小練習室	960	1,620	2,040	4,620	410	小練習室	1,080	1,820	2,290	5,190	470			
大練習室	1,620	2,800	3,660	8,080	730	大練習室	1,820	3,140	4,110	9,070	820			
学習室	1,180	2,040	2,700	5,920	530	学習室	1,340	2,290	3,030	6,660	600			
映写・録音室	640	1,080	1,500	3,220	290	映写・録音室	730	1,220	1,690	3,640	340			
和室(1)(24帖)	1,500	2,580	3,450	7,530	680	和室(1)(24帖)	1,690	2,900	3,870	8,460	780			
和室(2)(10帖)	960	1,720	2,160	4,840	440	和室(2)(10帖)	1,080	1,930	2,430	5,440	490			
展示室	6,470					展示室	7,260							
(大会議室として使用の場合)	2,700	4,310	5,930	12,940	1,170	(大会議室として使用の場合)	3,030	4,840	6,650	14,520	1,320			
(4) 催しの広場						(4) 催しの広場								
施設の名称	使用料及び時間	午前	午後	夜間	全日	その他1	施設の名称	使用料及び時間	午前	午後	夜間		全日	その他1
		午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	時間当たり			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	時間当たり
催しの広場		円	円	円	円	円	催しの広場		円	円	円	円	円	
		2,200	3,080	3,080	8,360	750			2,470	3,450	3,450	9,370	850	
(5) 喫茶室, 厨房等						(5) 喫茶室, 厨房等								
施設の名称	使用料等					施設の名称	使用料等							
喫茶室, 厨房等	1か月当たり 172,610円 営業時間は, 原則として午前11時から午後8時まで。ただし, 会館の業務に合わせ営業時間を変					喫茶室, 厨房等	1か月当たり 193,510円 営業時間は, 原則として午前11時から午後8時まで。ただし, 会館の業務に合わせ営業時間を変							

旧		新		備考
	更できる。		更できる。	
2 略 備考 略		2 略 備考 略		

旧										新										備考
(使用料) 第8条 体育館の利用者は、その使用方法の区分に従い、別表に定める使用料を納付しなければならない。										(使用料) 第8条 体育館の利用者は、その使用方法の区分に従い、別表に定める使用料を納付しなければならない。										
別表（第8条関係） ひたちなか市体育館使用料 1 専用使用の場合 (1) 基本使用料 ア 営利を目的としない場合										別表（第8条関係） ひたちなか市体育館使用料 1 専用使用の場合 (1) 基本使用料 ア 営利を目的としない場合										
使用区分		市内居住者又は市内に勤務する者				左記以外の者				使用区分		市内居住者又は市内に勤務する者				左記以外の者				
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	
主 競 技 場	体育に 使用する 場合	半面	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		全入場料を徴収しない場合	550	880	880	2,310	820	1,320	1,320	3,460	620	990	990	2,600	930	1,480	1,480	3,890		
	面 使用する 場合	全入場料を徴収する場合	1,100	1,760	1,760	4,620	1,650	2,640	2,640	6,930	1,240	1,980	1,980	5,200	1,860	2,960	2,960	7,780		
		入場料を徴収する場合	2,200	3,520	3,520	9,240	3,300	5,280	5,280	13,860	2,480	3,960	3,960	10,400	3,720	5,920	5,920	15,560		
	体育以外に 使用する 場合	入場料を徴収しない場合	1,100	1,760	1,760	4,620	1,650	2,640	2,640	6,930	1,240	1,980	1,980	5,200	1,860	2,960	2,960	7,780		
		入場料を徴収する場合	2,200	3,520	3,520	9,240	3,300	5,280	5,280	13,860	2,480	3,960	3,960	10,400	3,720	5,920	5,920	15,560		
サ ブ 競 技 場	体育に 使用する 場合	全入場料を徴収しない場合	550	880	880	2,310	820	1,320	1,320	3,460	620	990	990	2,600	930	1,480	1,480	3,890		
		入場料を徴収する場合	1,100	1,760	1,760	4,620	1,650	2,640	2,640	6,930	1,240	1,980	1,980	5,200	1,860	2,960	2,960	7,780		
	体育以外に 使用する 場合	全入場料を徴収しない場合	550	880	880	2,310	820	1,320	1,320	3,460	620	990	990	2,600	930	1,480	1,480	3,890		
		入場料を徴収する場合	1,100	1,760	1,760	4,620	1,650	2,640	2,640	6,930	1,240	1,980	1,980	5,200	1,860	2,960	2,960	7,780		
柔剣道場	専用する場合	440	660	660	1,760	660	990	990	2,640	500	740	740	1,980	750	1,110	1,110	2,970			

旧										
弓道場	専用する場合	330	550	550	1,430	490	820	820	2,130	
卓球室（研修室）		330	550	550	1,430	490	820	820	2,130	
トレーニング室		550	880	880	2,310	820	1,320	1,320	3,460	
備考 略										
イ 営利を目的とする場合										
使用区分		市内居住者又は市内に勤務する者				左記以外の者				
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	
主競技場	体育に半面使用する	円	円	円	円	円	円	円	円	
		8,250	13,200	13,200	34,650	12,370	19,800	19,800	51,970	
	全入場料を徴収しない場合									
		入場料を徴収する場合	33,000	52,800	52,800	138,600	49,500	79,200	79,200	207,900
	体育以外に使用する	入場料を徴収しない場合	16,500	26,400	26,400	69,300	24,750	39,600	39,600	103,950
		入場料を徴収する場合	33,000	52,800	52,800	138,600	49,500	79,200	79,200	207,900
サブ競技場	体育に全面使用する	全入場料を徴収しない場合	8,250	13,200	13,200	34,650	12,370	19,800	19,800	51,970
		入場料を徴収する場合	16,500	26,400	26,400	69,300	24,750	39,600	39,600	103,950
	体育以外に使用する	入場料を徴収しない場合	8,250	13,200	13,200	34,650	12,370	19,800	19,800	51,970
	入場料を徴収する場合	16,500	26,400	26,400	69,300	24,750	39,600	39,600	103,950	
柔剣道場 専用する場合		6,600	9,900	9,900	26,400	9,900	14,850	14,850	39,600	
弓道場 専用する場合		4,950	8,250	8,250	21,450	7,420	12,370	12,370	32,160	
卓球室（研修室）		4,950	8,250	8,250	21,450	7,420	12,370	12,370	32,160	
トレーニング室		8,250	13,200	13,200	34,650	12,370	19,800	19,800	51,970	
備考 略										
(2) 照明設備使用料										

新										備考	
弓道場	専用する場合	370	620	620	1,610	550	930	930	2,410		
卓球室（研修室）		370	620	620	1,610	550	930	930	2,410		
トレーニング室		620	990	990	2,600	930	1,480	1,480	3,890		
備考 略											
イ 営利を目的とする場合											
使用区分		市内居住者又は市内に勤務する者				左記以外の者					
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日		
主競技場	体育に半面使用する	円	円	円	円	円	円	円	円		
		9,250	14,800	14,800	38,850	13,870	22,200	22,200	58,270		
	全入場料を徴収しない場合										
		入場料を徴収する場合	37,000	59,200	59,200	155,400	55,480	88,800	88,800	233,080	
	体育以外に使用する	入場料を徴収しない場合	18,500	29,600	29,600	77,700	27,740	44,400	44,400	116,540	
		入場料を徴収する場合	37,000	59,200	59,200	155,400	55,480	88,800	88,800	233,080	
サブ競技場	体育に全面使用する	全入場料を徴収しない場合	9,250	14,800	14,800	38,850	13,870	22,200	22,200	58,270	
		入場料を徴収する場合	18,500	29,600	29,600	77,700	27,740	44,400	44,400	116,540	
	体育以外に使用する	入場料を徴収しない場合	9,250	14,800	14,800	38,850	13,870	22,200	22,200	58,270	
	入場料を徴収する場合	18,500	29,600	29,600	77,700	27,740	44,400	44,400	116,540		
柔剣道場 専用する場合		7,400	11,100	11,100	29,600	11,100	16,650	16,650	44,400		
弓道場 専用する場合		5,550	9,250	9,250	24,050	8,320	13,870	13,870	36,060		
卓球室（研修室）		5,550	9,250	9,250	24,050	8,320	13,870	13,870	36,060		
トレーニング室		9,250	14,800	14,800	38,850	13,870	22,200	22,200	58,270		
備考 略											
(2) 照明設備使用料											

旧					新					備考	
施設名		金額			施設名		金額				
主競技場	1時間当たり	<u>1,010円</u>			主競技場	1時間当たり	<u>1,140円</u>				
サブ競技場	1時間当たり	<u>500円</u>			サブ競技場	1時間当たり	<u>570円</u>				
柔剣道場	1時間当たり	<u>190円</u>			柔剣道場	1時間当たり	<u>220円</u>				
弓道場	1時間当たり	<u>150円</u>			弓道場	1時間当たり	<u>170円</u>				
卓球室（研修室）	1時間当たり	<u>150円</u>			卓球室（研修室）	1時間当たり	<u>170円</u>				
トレーニング室	1時間当たり	<u>190円</u>			トレーニング室	1時間当たり	<u>220円</u>				
（3） 暖房使用料					（3） 暖房使用料						
施設名		金額			施設名		金額				
主競技場	1時間当たり	<u>5,500円</u>			主競技場	1時間当たり	<u>6,170円</u>				
サブ競技場	1時間当たり	<u>2,750円</u>			サブ競技場	1時間当たり	<u>3,090円</u>				
（4） その他					（4） その他						
略					略						
2 個人使用の場合					2 個人使用の場合						
使用区分		午前	午後	夜間	全日	使用区分		午前	午後	夜間	全日
一般	使用料	円	円	円	円	一般	使用料	円	円	円	円
		<u>220</u>	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>660</u>			<u>250</u>	<u>250</u>	<u>250</u>	<u>750</u>
	暖房時使用料	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>810</u>		暖房時使用料	<u>310</u>	<u>310</u>	<u>310</u>	<u>930</u>
高校生以下の者又は65歳以上の者	使用料	<u>110</u>	<u>110</u>	<u>110</u>	<u>330</u>	高校生以下の者又は65歳以上の者	使用料	<u>120</u>	<u>120</u>	<u>120</u>	<u>360</u>
	暖房時使用料	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>480</u>		暖房時使用料	<u>180</u>	<u>180</u>	<u>180</u>	<u>540</u>
備考 略					備考 略						

ひたちなか市営プール設置及び管理条例新旧対照表（第8条関係）

旧	新	備考																																				
<p>(使用料)</p> <p>第8条 市営プールの使用者は、その使用方法の区別に従い、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表（第8条関係） ひたちなか市営プール使用料</p> <p>1 一般使用の場合（個人及び団体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>個人</th> <th>団体（1人当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;"><u>250円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>220円</u></td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td style="text-align: center;"><u>120円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>110円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 専用使用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;"><u>2,750円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5,500円</u></td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td style="text-align: center;"><u>1,370円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,750円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	使用区分	個人	団体（1人当たり）	一般	<u>250円</u>	<u>220円</u>	高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>120円</u>	<u>110円</u>	使用区分	午前	午後	一般	<u>2,750円</u>	<u>5,500円</u>	高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>1,370円</u>	<u>2,750円</u>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 市営プールの使用者は、その使用方法の区別に従い、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表（第8条関係） ひたちなか市営プール使用料</p> <p>1 一般使用の場合（個人及び団体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>個人</th> <th>団体（1人当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;"><u>290円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>250円</u></td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td style="text-align: center;"><u>140円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>120円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 専用使用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;"><u>3,090円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6,170円</u></td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td style="text-align: center;"><u>1,540円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,080円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	使用区分	個人	団体（1人当たり）	一般	<u>290円</u>	<u>250円</u>	高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>140円</u>	<u>120円</u>	使用区分	午前	午後	一般	<u>3,090円</u>	<u>6,170円</u>	高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>1,540円</u>	<u>3,080円</u>	
使用区分	個人	団体（1人当たり）																																				
一般	<u>250円</u>	<u>220円</u>																																				
高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>120円</u>	<u>110円</u>																																				
使用区分	午前	午後																																				
一般	<u>2,750円</u>	<u>5,500円</u>																																				
高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>1,370円</u>	<u>2,750円</u>																																				
使用区分	個人	団体（1人当たり）																																				
一般	<u>290円</u>	<u>250円</u>																																				
高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>140円</u>	<u>120円</u>																																				
使用区分	午前	午後																																				
一般	<u>3,090円</u>	<u>6,170円</u>																																				
高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>1,540円</u>	<u>3,080円</u>																																				

旧		新						備考																																																																																																																										
<p>(使用料)</p> <p>第9条 第7条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第3及び別表第4に定める使用料を納付しなければならない。ただし、夜間照明施設を使用する場合は、別表第5に掲げる区分により、夜間照明施設使用料を併せて納付しなければならない。</p> <p>別表第3（第9条関係）</p> <p>1 石川運動ひろば使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分 (1面につき)</th> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>市内</td> <td>560円</td> <td>1,100円</td> <td>1,320円</td> <td>1,100円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>840円</td> <td>1,650円</td> <td>1,980円</td> <td>1,650円</td> <td>4,950円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td>市内</td> <td>280円</td> <td>550円</td> <td>660円</td> <td>550円</td> <td>1,650円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>420円</td> <td>820円</td> <td>990円</td> <td>820円</td> <td>2,470円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 津田・佐野運動ひろば使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分 (1面につき)</th> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>市内</td> <td>560円</td> <td>1,100円</td> <td>1,320円</td> <td>2,260円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>840円</td> <td>1,650円</td> <td>1,980円</td> <td>3,390円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td>市内</td> <td>280円</td> <td>550円</td> <td>660円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>420円</td> <td>820円</td> <td>990円</td> <td>1,690円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>		使用区分 (1面につき)		早朝	午前	午後	夜間	全日	一般	市内	560円	1,100円	1,320円	1,100円	3,300円	市外	840円	1,650円	1,980円	1,650円	4,950円	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	280円	550円	660円	550円	1,650円	市外	420円	820円	990円	820円	2,470円	使用区分 (1面につき)		早朝	午前	午後	全日	一般	市内	560円	1,100円	1,320円	2,260円	市外	840円	1,650円	1,980円	3,390円	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	280円	550円	660円	1,130円	市外	420円	820円	990円	1,690円	<p>(使用料)</p> <p>第9条 第7条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第3及び別表第4に定める使用料を納付しなければならない。ただし、夜間照明施設を使用する場合は、別表第5に掲げる区分により、夜間照明施設使用料を併せて納付しなければならない。</p> <p>別表第3（第9条関係）</p> <p>1 石川運動ひろば使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分 (1面につき)</th> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>市内</td> <td>630円</td> <td>1,240円</td> <td>1,480円</td> <td>1,240円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>940円</td> <td>1,860円</td> <td>2,220円</td> <td>1,860円</td> <td>5,550円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td>市内</td> <td>310円</td> <td>620円</td> <td>740円</td> <td>620円</td> <td>1,850円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>470円</td> <td>930円</td> <td>1,110円</td> <td>930円</td> <td>2,770円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 津田・佐野運動ひろば使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分 (1面につき)</th> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>市内</td> <td>630円</td> <td>1,240円</td> <td>1,480円</td> <td>2,540円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>940円</td> <td>1,860円</td> <td>2,220円</td> <td>3,810円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td>市内</td> <td>310円</td> <td>620円</td> <td>740円</td> <td>1,270円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>470円</td> <td>930円</td> <td>1,110円</td> <td>1,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>						使用区分 (1面につき)		早朝	午前	午後	夜間	全日	一般	市内	630円	1,240円	1,480円	1,240円	3,700円	市外	940円	1,860円	2,220円	1,860円	5,550円	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	310円	620円	740円	620円	1,850円	市外	470円	930円	1,110円	930円	2,770円	使用区分 (1面につき)		早朝	午前	午後	全日	一般	市内	630円	1,240円	1,480円	2,540円	市外	940円	1,860円	2,220円	3,810円	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	310円	620円	740円	1,270円	市外	470円	930円	1,110円	1,900円	
使用区分 (1面につき)		早朝	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																												
一般	市内	560円	1,100円	1,320円	1,100円	3,300円																																																																																																																												
	市外	840円	1,650円	1,980円	1,650円	4,950円																																																																																																																												
高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	280円	550円	660円	550円	1,650円																																																																																																																												
	市外	420円	820円	990円	820円	2,470円																																																																																																																												
使用区分 (1面につき)		早朝	午前	午後	全日																																																																																																																													
一般	市内	560円	1,100円	1,320円	2,260円																																																																																																																													
	市外	840円	1,650円	1,980円	3,390円																																																																																																																													
高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	280円	550円	660円	1,130円																																																																																																																													
	市外	420円	820円	990円	1,690円																																																																																																																													
使用区分 (1面につき)		早朝	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																												
一般	市内	630円	1,240円	1,480円	1,240円	3,700円																																																																																																																												
	市外	940円	1,860円	2,220円	1,860円	5,550円																																																																																																																												
高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	310円	620円	740円	620円	1,850円																																																																																																																												
	市外	470円	930円	1,110円	930円	2,770円																																																																																																																												
使用区分 (1面につき)		早朝	午前	午後	全日																																																																																																																													
一般	市内	630円	1,240円	1,480円	2,540円																																																																																																																													
	市外	940円	1,860円	2,220円	3,810円																																																																																																																													
高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	310円	620円	740円	1,270円																																																																																																																													
	市外	470円	930円	1,110円	1,900円																																																																																																																													

旧		新		備考																										
別表第4（第9条関係） 津田・石川テニスコート使用料		別表第4（第9条関係） 津田・石川テニスコート使用料																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分 (1面につき)</th> <th>時間使用 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>市内</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td>市内</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		使用区分 (1面につき)		時間使用 (1時間当たり)	一般	市内	270円	市外	400円	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	130円	市外	200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分 (1面につき)</th> <th>時間使用 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>市内</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td>市内</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>230円</td> </tr> </tbody> </table>		使用区分 (1面につき)		時間使用 (1時間当たり)	一般	市内	310円	市外	460円	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	150円	市外	230円	
使用区分 (1面につき)		時間使用 (1時間当たり)																												
一般	市内	270円																												
	市外	400円																												
高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	130円																												
	市外	200円																												
使用区分 (1面につき)		時間使用 (1時間当たり)																												
一般	市内	310円																												
	市外	460円																												
高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	150円																												
	市外	230円																												
備考 略		備考 略																												

ひたちなか市武道館設置及び管理条例新旧対照表（第10条関係）

旧	新	備考																																																																				
<p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、その使用方法の区分に従い、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>武道館使用料</p> <p>1 専用使用の場合</p> <p>(1) 武道館を使用する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用区分 (1面につき)</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">金額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;"><u>1,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,370円</u></td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td style="text-align: center;"><u>550円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>550円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>680円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>(2) 照明設備使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明設備</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり <u>220円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 個人使用の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">金額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;"><u>220円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>220円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>220円</u></td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td style="text-align: center;"><u>110円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>110円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>110円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	使用区分 (1面につき)	金額			午前	午後	夜間	一般	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,370円</u>	高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>680円</u>	名称	金額	照明設備	1時間当たり <u>220円</u>	使用区分	金額			午前	午後	夜間	一般	<u>220円</u>	<u>220円</u>	<u>220円</u>	高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>110円</u>	<u>110円</u>	<u>110円</u>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、その使用方法の区分に従い、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>武道館使用料</p> <p>1 専用使用の場合</p> <p>(1) 武道館を使用する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用区分 (1面につき)</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">金額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;"><u>1,240円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,240円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,540円</u></td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td style="text-align: center;"><u>620円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>620円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>770円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>(2) 照明設備使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明設備</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり <u>250円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 個人使用の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">金額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;"><u>250円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>250円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>250円</u></td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者又は65歳以上の者</td> <td style="text-align: center;"><u>120円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>120円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>120円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	使用区分 (1面につき)	金額			午前	午後	夜間	一般	<u>1,240円</u>	<u>1,240円</u>	<u>1,540円</u>	高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>770円</u>	名称	金額	照明設備	1時間当たり <u>250円</u>	使用区分	金額			午前	午後	夜間	一般	<u>250円</u>	<u>250円</u>	<u>250円</u>	高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>120円</u>	<u>120円</u>	<u>120円</u>	
使用区分 (1面につき)		金額																																																																				
	午前	午後	夜間																																																																			
一般	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,370円</u>																																																																			
高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>680円</u>																																																																			
名称	金額																																																																					
照明設備	1時間当たり <u>220円</u>																																																																					
使用区分	金額																																																																					
	午前	午後	夜間																																																																			
一般	<u>220円</u>	<u>220円</u>	<u>220円</u>																																																																			
高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>110円</u>	<u>110円</u>	<u>110円</u>																																																																			
使用区分 (1面につき)	金額																																																																					
	午前	午後	夜間																																																																			
一般	<u>1,240円</u>	<u>1,240円</u>	<u>1,540円</u>																																																																			
高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>770円</u>																																																																			
名称	金額																																																																					
照明設備	1時間当たり <u>250円</u>																																																																					
使用区分	金額																																																																					
	午前	午後	夜間																																																																			
一般	<u>250円</u>	<u>250円</u>	<u>250円</u>																																																																			
高校生以下の者又は65歳以上の者	<u>120円</u>	<u>120円</u>	<u>120円</u>																																																																			

ひたちなか市那珂湊第二野球場設置及び管理条例新旧対照表（第11条関係）

旧					新					備考		
(使用料) 第9条 第7条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。					(使用料) 第9条 第7条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。							
別表第2（第9条関係） 那珂湊第二野球場使用料					別表第2（第9条関係） 那珂湊第二野球場使用料							
使用区分			午前	午後	延長時間 (1時間当たり)	使用区分			午前	午後	延長時間 (1時間当たり)	
アマチュア 野球等に使 用する場合	一般	市内	1,650円	2,200円	550円	アマチュア 野球等に使 用する場合	一般	市内	1,860円	2,480円	620円	
		市外	2,470円	3,300円	820円			市外	2,790円	3,720円	930円	
	高校生以下の者又 は65歳以上の者	市内	820円	1,100円	270円		高校生以下の者又 は65歳以上の者	市内	930円	1,240円	310円	
		市外	1,230円	1,650円	410円			市外	1,380円	1,840円	460円	
備考 略					備考 略							

ひたちなか市総合福祉センター設置及び管理条例新旧対照表（第12条関係）

旧				新				備考	
(使用料) 第11条 総合福祉センターの利用は、無料とする。ただし、別表に掲げる施設について第3条第1号及び第2号に掲げる事業以外に許可利用者が利用するときは、同表の使用料を納付しなければならない。				(使用料) 第11条 総合福祉センターの利用は、無料とする。ただし、別表に掲げる施設について第3条第1号及び第2号に掲げる事業以外に許可利用者が利用するときは、同表の使用料を納付しなければならない。					
別表（第11条，第12条関係） (会議室使用料)				別表（第11条，第12条関係） (会議室使用料)					
(単位 円)				(単位 円)					
	利用時間	午前9時から 午後零時まで	午後零時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで		利用時間	午前9時から 午後零時まで	午後零時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
室名					室名				
小会議室		640	1,070	1,070	小会議室		720	1,200	1,200
中会議室		1,070	1,830	1,830	中会議室		1,200	2,100	2,100
大会議室		2,700	4,330	4,330	大会議室		3,100	4,900	4,900
備考 略				備考 略					

ひたちなか市那珂湊総合福祉センター設置及び管理条例新旧対照表（第13条関係）

旧				新				備考																														
(使用料) 第11条 総合福祉センターの利用は、無料とする。ただし、別表に掲げる施設について第3条第1号及び第2号に掲げる事業以外に許可利用者が利用するときは、同表の使用料を納付しなければならない。				(使用料) 第11条 総合福祉センターの利用は、無料とする。ただし、別表に掲げる施設について第3条第1号及び第2号に掲げる事業以外に許可利用者が利用するときは、同表の使用料を納付しなければならない。																																		
別表（第11条，第12条関係） セミナー室使用料				別表（第11条，第12条関係） セミナー室使用料																																		
(単位 円)				(単位 円)																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">利用時間</th> <th style="width: 25%;">午前9時から 午後零時まで</th> <th style="width: 25%;">午後零時から 午後5時まで</th> <th style="width: 25%;">午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>セミナー室</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2,690</td> <td style="text-align: center;">4,330</td> <td style="text-align: center;">4,330</td> </tr> </tbody> </table>					利用時間	午前9時から 午後零時まで	午後零時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	室名					セミナー室		2,690	4,330	4,330	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">利用時間</th> <th style="width: 25%;">午前9時から 午後零時まで</th> <th style="width: 25%;">午後零時から 午後5時まで</th> <th style="width: 25%;">午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>セミナー室</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3,100</td> <td style="text-align: center;">4,900</td> <td style="text-align: center;">4,900</td> </tr> </tbody> </table>					利用時間	午前9時から 午後零時まで	午後零時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	室名					セミナー室		3,100	4,900	4,900	
	利用時間	午前9時から 午後零時まで	午後零時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																																		
室名																																						
セミナー室		2,690	4,330	4,330																																		
	利用時間	午前9時から 午後零時まで	午後零時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																																		
室名																																						
セミナー室		3,100	4,900	4,900																																		
備考 略				備考 略																																		

旧							新							備考		
(使用料) 第9条 使用者は、別表に定める施設等の使用料を納付しなければならない。 2 略 別表（第9条関係） 1 施設等使用料 (1) ホール							(使用料) 第9条 使用者は、別表に定める施設等の使用料を納付しなければならない。 2 略 別表（第9条関係） 1 施設等使用料 (1) ホール									
(単位 円)							(単位 円)									
使用区分		使用料及び時間		午前	午後	夜間	全日	その他	使用料及び時間		午前	午後	夜間	全日	その他	
		午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	1時間当たり	午前9時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで			1時間当たり	午前9時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	1時間当たり		
基本使用料	平日		6,620	9,950	14,930	31,500	2,860	基本使用料	平日		7,500	12,000	17,000	36,000	3,300	
	土・日・休日		8,280	13,250	18,230	39,760	3,610	土・日・休日		9,300	15,000	21,000	45,000	4,100		
準備又は練習	平日		4,960	6,620	9,950	21,530	1,960	準備又は練習	平日		5,600	7,500	12,000	25,000	2,200	
	土・日・休日		6,620	9,950	13,250	29,820	2,700	土・日・休日		7,500	12,000	15,000	34,000	3,100		
入場料等	500円未満	平日	6,620	11,570	16,580	34,770	3,160	入場料等	500円未満	平日	7,500	13,000	19,000	39,000	3,600	
	500円以上	土・日・休日	9,950	14,930	19,870	44,750	4,070	土・日・休日	12,000	17,000	23,000	51,000	4,600			
徴収する場の使用料	1,000円未満	平日	8,280	11,570	18,230	38,080	3,470	徴収する場の使用料	500円以上	平日	9,300	13,000	21,000	43,000	3,900	
	1,000円以上	土・日・休日	9,950	16,580	21,560	48,090	4,380	1,000円未満	土・日・休日	12,000	19,000	25,000	54,000	5,000		
2,000円未満	平日		8,280	13,250	19,870	41,400	3,760	1,000円以上	平日		9,300	15,000	23,000	47,000	4,300	
	土・日・休日		11,570	16,580	23,240	51,390	4,670	2,000円未満	土・日・休日		13,000	19,000	27,000	58,000	5,300	
2,000円以上	平日		9,950	13,250	21,560	44,760	4,070	2,000円以上	平日		12,000	15,000	25,000	51,000	4,600	
	土・日・休日		11,570	18,230	24,890	54,690	4,980	土・日・休日		13,000	21,000	28,000	62,000	5,600		
・テレビの公開放映及び録画 ・ラジオの公開放送及び録音 ・営利、宣伝その他	平日		8,280	13,250	19,870	41,400	3,760	・テレビの公開放映及び録画	平日		9,300	15,000	23,000	47,000	4,300	
	土・日・休日		11,570	16,580	23,240	51,390	4,670	・ラジオの公開放送及び録音	土・日・休日		13,000	19,000	27,000	58,000	5,300	

旧						新						備考
他これに類する 目的とする場合 で、入場料等を 徴収しない場合						他これに類する 目的とする場合 で、入場料等を 徴収しない場合						
(2) 楽屋						(2) 楽屋						
(単位 円)						(単位 円)						
使用料及び時間 施設の名称	午前 午前9時から 午後零時 まで	午後 午後1時から 午後5時 まで	夜間 午後6時から 午後10 時まで	全日 午前9時から 午後10 時まで	その他1時 間当たり	使用料及び時間 施設の名称	午前 午前9時から 午後零時 まで	午後 午後1時から 午後5時 まで	夜間 午後6時から 午後10 時まで	全日 午前9時から 午後10 時まで	その他1時 間当たり	
楽屋 (洋室)	480	780	960	2,220	200	楽屋 (洋室)	540	880	1,100	2,500	230	
楽屋 (和室)	480	780	960	2,220	200	楽屋 (和室)	540	880	1,100	2,500	230	
2 略						2 略						
備考 略						備考 略						

ひたちなか市金上ふれあいセンター設置及び管理条例新旧対照表（第15条関係）

旧				新				備考																																																																																																		
(使用料) 第9条 前条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に規定する使用料を納付しなければならない。				(使用料) 第9条 前条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に規定する使用料を納付しなければならない。																																																																																																						
別表（第8条，第9条関係）				別表（第8条，第9条関係）																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th>使用料</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>時間</th> <th>午前9時から午後 零時まで</th> <th>午後1時から午後 5時まで</th> <th>午後6時から午後 10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室1</td> <td></td> <td>550</td> <td>720</td> <td>910</td> </tr> <tr> <td>学習室2</td> <td></td> <td>550</td> <td>720</td> <td>910</td> </tr> <tr> <td>学習室3</td> <td></td> <td>1,100</td> <td>1,460</td> <td>1,810</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td></td> <td>1,100</td> <td>1,460</td> <td>1,810</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td></td> <td>550</td> <td>720</td> <td>910</td> </tr> <tr> <td>地域活動室</td> <td></td> <td>550</td> <td>720</td> <td>910</td> </tr> <tr> <td>娯楽室</td> <td></td> <td>550</td> <td>720</td> <td>910</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td></td> <td>1,100</td> <td>1,460</td> <td>1,810</td> </tr> </tbody> </table>				室名	使用料	使用料			時間	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで	学習室1		550	720	910	学習室2		550	720	910	学習室3		1,100	1,460	1,810	調理実習室		1,100	1,460	1,810	創作室		550	720	910	地域活動室		550	720	910	娯楽室		550	720	910	大広間		1,100	1,460	1,810	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th>使用料</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>時間</th> <th>午前9時から午後 零時まで</th> <th>午後1時から午後 5時まで</th> <th>午後6時から午後 10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室1</td> <td></td> <td>620</td> <td>810</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>学習室2</td> <td></td> <td>620</td> <td>810</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>学習室3</td> <td></td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td></td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td></td> <td>620</td> <td>810</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>地域活動室</td> <td></td> <td>620</td> <td>810</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>娯楽室</td> <td></td> <td>620</td> <td>810</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td></td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>2,100</td> </tr> </tbody> </table>				室名	使用料	使用料			時間	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで	学習室1		620	810	1,100	学習室2		620	810	1,100	学習室3		1,300	1,700	2,100	調理実習室		1,300	1,700	2,100	創作室		620	810	1,100	地域活動室		620	810	1,100	娯楽室		620	810	1,100	大広間		1,300	1,700	2,100	備考 略
室名	使用料	使用料																																																																																																								
	時間	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで																																																																																																						
学習室1		550	720	910																																																																																																						
学習室2		550	720	910																																																																																																						
学習室3		1,100	1,460	1,810																																																																																																						
調理実習室		1,100	1,460	1,810																																																																																																						
創作室		550	720	910																																																																																																						
地域活動室		550	720	910																																																																																																						
娯楽室		550	720	910																																																																																																						
大広間		1,100	1,460	1,810																																																																																																						
室名	使用料	使用料																																																																																																								
	時間	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで																																																																																																						
学習室1		620	810	1,100																																																																																																						
学習室2		620	810	1,100																																																																																																						
学習室3		1,300	1,700	2,100																																																																																																						
調理実習室		1,300	1,700	2,100																																																																																																						
創作室		620	810	1,100																																																																																																						
地域活動室		620	810	1,100																																																																																																						
娯楽室		620	810	1,100																																																																																																						
大広間		1,300	1,700	2,100																																																																																																						

ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例新旧対照表（第16条関係）

旧				新				備考																																														
(魚市場施設使用料) 第41条 第39条第2項から第4項までの許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに定める額の使用料を、これらの表で定めるところにより納付しなければならない。 2 略 別表第1（第41条関係） 事務室使用料				(魚市場施設使用料) 第41条 第39条第2項から第4項までの許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに定める額の使用料を、これらの表で定めるところにより納付しなければならない。 2 略 別表第1（第41条関係） 事務室使用料																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>納付期日</th> <th>納付者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務室</td> <td>1平方メートル当たり</td> <td>月 <u>500円</u></td> <td>毎月10日</td> <td>使用者</td> </tr> </tbody> </table> 備考 略				種別	単位	使用料	納付期日	納付者	事務室	1平方メートル当たり	月 <u>500円</u>	毎月10日	使用者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>納付期日</th> <th>納付者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務室</td> <td>1平方メートル当たり</td> <td>月 <u>560円</u></td> <td>毎月10日</td> <td>使用者</td> </tr> </tbody> </table> 備考 略				種別	単位	使用料	納付期日	納付者	事務室	1平方メートル当たり	月 <u>560円</u>	毎月10日	使用者																											
種別	単位	使用料	納付期日	納付者																																																		
事務室	1平方メートル当たり	月 <u>500円</u>	毎月10日	使用者																																																		
種別	単位	使用料	納付期日	納付者																																																		
事務室	1平方メートル当たり	月 <u>560円</u>	毎月10日	使用者																																																		
別表第2（第41条関係） 会議室使用料				別表第2（第41条関係） 会議室使用料																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="5">使用時間及び使用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 午後零時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時30 分から午後9 時まで</th> <th>納付期日</th> <th>納付者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td><u>1,100円</u></td> <td><u>1,100円</u></td> <td><u>1,650円</u></td> <td>使用当日</td> <td>使用者</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td><u>770円</u></td> <td><u>770円</u></td> <td><u>1,100円</u></td> <td>使用当日</td> <td>使用者</td> </tr> </tbody> </table> 備考 略				種別	使用時間及び使用料					午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時まで	納付期日	納付者	大会議室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	使用当日	使用者	小会議室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	使用当日	使用者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="5">使用時間及び使用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 午後零時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時30 分から午後9 時まで</th> <th>納付期日</th> <th>納付者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td><u>1,230円</u></td> <td><u>1,230円</u></td> <td><u>1,840円</u></td> <td>使用当日</td> <td>使用者</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td><u>850円</u></td> <td><u>850円</u></td> <td><u>1,230円</u></td> <td>使用当日</td> <td>使用者</td> </tr> </tbody> </table> 備考 略				種別	使用時間及び使用料					午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時まで	納付期日	納付者	大会議室	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,840円</u>	使用当日	使用者	小会議室	<u>850円</u>	<u>850円</u>	<u>1,230円</u>	使用当日	使用者	
種別	使用時間及び使用料																																																					
	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時まで	納付期日	納付者																																																	
大会議室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	使用当日	使用者																																																	
小会議室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	使用当日	使用者																																																	
種別	使用時間及び使用料																																																					
	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時まで	納付期日	納付者																																																	
大会議室	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,840円</u>	使用当日	使用者																																																	
小会議室	<u>850円</u>	<u>850円</u>	<u>1,230円</u>	使用当日	使用者																																																	
別表第3（第41条関係） 研修室使用料				別表第3（第41条関係） 研修室使用料																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="5">使用時間及び使用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 午後零時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時30 分から午後9 時まで</th> <th>納付期日</th> <th>納付者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td><u>1,540円</u></td> <td><u>2,570円</u></td> <td><u>2,690円</u></td> <td>使用当日</td> <td>使用者</td> </tr> </tbody> </table> 備考 略				種別	使用時間及び使用料					午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時まで	納付期日	納付者	研修室	<u>1,540円</u>	<u>2,570円</u>	<u>2,690円</u>	使用当日	使用者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="5">使用時間及び使用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 午後零時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時30 分から午後9 時まで</th> <th>納付期日</th> <th>納付者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td><u>1,710円</u></td> <td><u>2,860円</u></td> <td><u>3,010円</u></td> <td>使用当日</td> <td>使用者</td> </tr> </tbody> </table> 備考 略				種別	使用時間及び使用料					午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時まで	納付期日	納付者	研修室	<u>1,710円</u>	<u>2,860円</u>	<u>3,010円</u>	使用当日	使用者													
種別	使用時間及び使用料																																																					
	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時まで	納付期日	納付者																																																	
研修室	<u>1,540円</u>	<u>2,570円</u>	<u>2,690円</u>	使用当日	使用者																																																	
種別	使用時間及び使用料																																																					
	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時まで	納付期日	納付者																																																	
研修室	<u>1,710円</u>	<u>2,860円</u>	<u>3,010円</u>	使用当日	使用者																																																	

ひたちなか市漁村センター設置及び管理条例新旧対照表（第17条関係）

旧				新				備考
(使用料) 第8条 漁村センターの使用許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2・3 略 別表（第8条関係）				(使用料) 第8条 漁村センターの使用許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2・3 略 別表（第8条関係）				
使用時間 使用区分	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分 から午後9時まで	使用時間 使用区分	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分 から午後9時まで	
大会議室	1,100円	1,100円	1,650円	大会議室	1,210円	1,210円	1,840円	
中会議室	770円	770円	1,100円	中会議室	850円	850円	1,230円	
小会議室	330円	330円	550円	小会議室	360円	360円	610円	
和室（1室）	550円	550円	770円	和室（1室）	610円	610円	850円	
調理室	1,100円	1,100円	1,650円	調理室	1,230円	1,230円	1,840円	

旧	新	備考
<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第11条 一般廃棄物の処理手数料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、一般廃棄物を組合の処理施設へ搬入する場合における当該一般廃棄物に係る処理手数料は、ひたちなか・東海広域事務組合ひたちなか・東海クリーンセンター設置及び管理に関する条例（平成24年ひたちなか・東海広域事務組合条例第18号）の定めるところによる。</p> <p>2 <u>一般世帯のし尿処理手数料は、原則として定額料金とする。ただし、著しく実情に沿わないと市長が認めるときは、従量料金とすることができる。</u></p> <p>3 <u>官公庁、学校及び事業所その他これに類する施設のし尿処理手数料は、従量料金とする。</u></p> <p>4 <u>し尿処理手数料の定額料金は、毎月末現在の世帯人員により算定する。</u></p> <p>(産業廃棄物処理手数料)</p> <p>第12条 第10条に規定する産業廃棄物の処理手数料については、別表第2の事業系一般廃棄物に係る処理手数料の規定を適用する。</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第18条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請又は届出の際に、納付しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者 <u>5,000円</u></p> <p>(2) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 <u>5,000円</u></p> <p>(3) 前2号の許可証の再交付を受けようとする者 <u>2,500円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第11条 一般廃棄物の処理手数料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、一般廃棄物を組合の処理施設へ搬入する場合における当該一般廃棄物に係る処理手数料は、ひたちなか・東海広域事務組合ひたちなか・東海クリーンセンター設置及び管理に関する条例（平成24年ひたちなか・東海広域事務組合条例第18号）の定めるところによる。</p> <p>(産業廃棄物処理手数料)</p> <p>第12条 第10条に規定する産業廃棄物の処理手数料については、別表第2の事業系一般廃棄物に係る処理手数料の規定を適用する。</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第18条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請又は届出の際に、納付しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者 <u>5,700円</u></p> <p>(2) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 <u>5,700円</u></p> <p>(3) 前2号の許可証の再交付を受けようとする者 <u>2,850円</u></p> <p>2 略</p>	

旧				新				備考
別表第1（第11条関係） し尿				別表第1（第11条関係） し尿				
種別	区分	手数料	備考	種別	区分	手数料	適用	
し尿	(1) 定額料金1	人頭割 1人につき 月293円		し尿	(1) 定額料金1	人頭割 1月当たり 世帯人員1人につき 329円	原則として(1)の区分を適用する。	
	(2) 定額料金2	人頭割 1人につき 月293円 世帯割 月293円	無臭式便槽		(2) 定額料金2	人頭割 1月当たり 世帯人員1人につき 329円 世帯割 1月当たり 329円	無臭式便槽については、(2)の区分を適用する。	
	(3) 従量料金	181につき 146円	181に満たないときは、181とみなす。		(3) 従量料金	1回当たり181につき164円	(1)又は(2)の区分の手数を適用することが著しく実情に沿わない場合として規則で定める場合又は官公庁、学校、事業所その他これに類する施設として規則で定める施設に設置する場合については、(3)の区分を適用する。	
				(4) 仮設トイレ 料金	1回当たり3601円 までは4,520円 3601を超える場 合にあつては、18 1につき226円	工事、催し等により一時的に設置するものについては、(4)の区分を適用する。		
浄化槽汚泥	市長の指定する処理施設へ投入するとき	1,800Kgにつき 1,885円	1,800Kgに満たないときは、1,800Kgとみなす。	浄化槽汚泥	市長の指定する処理施設へ投入するとき	1,800kgにつき 2,200円		
				備考				
				1 (1)及び(2)の区分において、世帯人員の数は、各月のし尿を収集した日の世帯人員の数とする。				
				2 (3)及び(4)の区分において、181未満の端数は、181に切り上げて計算する。				
				3 浄化槽汚泥について、1,800kg未満の端数は、1,800kgに切り上げて計算する。				

旧				新				備考	
別表第2 (第11条関係) ごみ				別表第2 (第11条, 第12条関係) ごみ					
区分	手数料		備考	区分	手数料		備考		
	容量・重量等区分	金額			容量・重量等区分	金額			
(1) 市 が収集運 搬及び処 分すると き	ごみ処理容器 (容量20l)	15円		(1) 市 が収集運 搬及び処 分すると き	ごみ処理容器 (容量20l)	17円			
	〃 (〃 45l)	20円		〃 (〃 45l)	〃 (〃 45l)	23円			
	ごみ処理券 (10kg相当)	1枚につき 20円		ごみ処理券 (10kg相当)	1枚につき 23円				
	粗大ごみ処理券			粗大ごみ処理券					
	3辺の合計が3m未満	838円		3辺の合計が3m未満	940円				
	〃 3m以上	1,676円		〃 3m以上	1,880円				
(2) 市 長の指定 する場所 へ搬入す るとき	家庭系廃棄物	50kgを超え 60kg以下	300円	(2) 市 長の指定 する場所 へ搬入す るとき	家庭系廃棄物	50kgまで	300円		
		60kgを超え る10kgにつ き	50円		10kg未満の 端数は, 10k gに切り上げて 計算する。		50kgを超え る10kgにつ き	150円	10kg未満の 端数は, 10k gに切り上げて 計算する。
	事業系一般廃棄物	50kgを超え 60kg以下	780円			事業系一般廃棄物	10kgにつき	200円	10kg未満の 端数は, 10k gに切り上げて 計算する。
		60kgを超え る10kgにつ き	130円	10kg未満の 端数は, 10k gに切り上げて 計算する。					
(3) 市 が犬猫等 の死体を 収集運搬 及び処分 するとき	1個につき		1,058円	(3) 市 が犬猫等 の死体を 収集運搬 及び処分 するとき	1個につき		1,200円		
備考 略				備考 略					

ひたちなか市道路占用料条例新旧対照表（第19条関係）

旧	新	備考
<p>(占用料)</p> <p>第3条 市長が占有を許可したときは、別表に規定する占用料を徴収する。</p> <p>(占用料の計算)</p> <p>第4条 占用料の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 占有面積1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占有延長1メートル未満の端数は1メートルにそれぞれ切り上げるものとする。</p> <p>(2) 年額によるものは、占有期間が1年未満であるとき、又は占有期間に1年未満の端数があるときは、当該期間の占用料は年額を月割にして計算する。この場合、1か月未満の端数は、1か月とする。</p> <p>(3) 月額によるものであって占有期間が1か月未満のものは、1か月として計算する。</p> <p>(4) 広告板の面積が占有面積より広いときの占用料は、広告板の面積により計算する。</p> <p>(5) 占用料の総額が<u>100円</u>未満のときは、<u>100円</u>とする。</p>	<p>(占用料)</p> <p>第3条 市長が占有を許可したときは、別表に規定する占用料を徴収する。</p> <p>(占用料の計算)</p> <p>第4条 占用料の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 占有面積1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占有延長1メートル未満の端数は1メートルにそれぞれ切り上げるものとする。</p> <p>(2) 年額によるものは、占有期間が1年未満であるとき、又は占有期間に1年未満の端数があるときは、当該期間の占用料は年額を月割にして計算する。この場合、1か月未満の端数は、1か月とする。</p> <p>(3) 月額によるものであって占有期間が1か月未満のものは、1か月として計算する。</p> <p>(4) 広告板の面積が占有面積より広いときの占用料は、広告板の面積により計算する。</p> <p>(5) 占用料の総額が<u>500円</u>未満のときは、<u>500円</u>とする。</p>	

ひたちなか市準用河川流水占用料等徴収条例新旧対照表（第20条関係）

旧	新	備考
<p>(流水占用料等)</p> <p>第2条 法第100条第1項において準用する法第23条、第24条又は第25条の規定による流水若しくは土地の占用又は土石その他の河川産出物の採取（以下「占用等」という。）の許可（以下単に「許可」という。）を受けた者は、別表の定めるところにより、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を納付しなければならない。ただし、流水の占用に伴う土地の占用に係る許可を受けた者で、当該流水の占用について流水占用料を納付するものは、当該土地の占用に伴う土地占用料を納付することを要しない。</p> <p>2 流水占用料等は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、分割して納付することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、許可の期間が当該許可を受けた日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を納付しなければならない。</p> <p>(流水占用料等の算定基準)</p> <p>第3条 流水占用料等の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 流水占用料等が年額で定められているものについて、占用期間に1年未満の端数がある場合には、月額として計算する。この場合において、1月未満の日数は1月とする。</p> <p>(2) 流水占用料等が月額で定められているものについて、占用期間に1月未満の端数がある場合には、1月として計算する。</p> <p>(3) 長さ、面積、体積等に別表に定める単位に満たない端数がある場合には、当該単位に切り上げて計算する。</p> <p>(4) 流水占用料等の全額が<u>100円</u>未満である場合は、その金額を<u>100円</u>とする。</p>	<p>(流水占用料等)</p> <p>第2条 法第100条第1項において準用する法第23条、第24条又は第25条の規定による流水若しくは土地の占用又は土石その他の河川産出物の採取（以下「占用等」という。）の許可（以下単に「許可」という。）を受けた者は、別表の定めるところにより、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を納付しなければならない。ただし、流水の占用に伴う土地の占用に係る許可を受けた者で、当該流水の占用について流水占用料を納付するものは、当該土地の占用に伴う土地占用料を納付することを要しない。</p> <p>2 流水占用料等は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、分割して納付することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、許可の期間が当該許可を受けた日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を納付しなければならない。</p> <p>(流水占用料等の算定基準)</p> <p>第3条 流水占用料等の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 流水占用料等が年額で定められているものについて、占用期間に1年未満の端数がある場合には、月額として計算する。この場合において、1月未満の日数は1月とする。</p> <p>(2) 流水占用料等が月額で定められているものについて、占用期間に1月未満の端数がある場合には、1月として計算する。</p> <p>(3) 長さ、面積、体積等に別表に定める単位に満たない端数がある場合には、当該単位に切り上げて計算する。</p> <p>(4) 流水占用料等の全額が<u>500円</u>未満である場合は、その金額を<u>500円</u>とする。</p>	

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例新旧対照表（第21条関係）

旧	新	備考
<p>(手数料)</p> <p>第52条 保管場所使用承諾証明については、申請者から申請の際、1件<u>3,100</u>円の手数料を徴収する。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第52条 保管場所使用承諾証明については、申請者から申請の際、1件<u>3,500</u>円の手数料を徴収する。</p>	

ひたちなか市都市公園設置及び管理条例新旧対照表（第22条関係）

No. 1

旧		新		備考																																																																																																																																																																										
<p>(使用料)</p> <p>第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第2項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、別表第2に掲げる区分により、前条に定める有料公園施設の利用者にあつては、別表第3及び別表第4に掲げる区分により使用料を納付しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第3（第12条関係）</p> <p>1 総合運動公園</p> <p>(1) 市民球場使用料</p> <p>ア グランド及びスタンドを使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>延長時間 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入場料等を徴収しない場合</td> <td>アマチュア市内</td> <td>5,330円</td> <td>7,480円</td> <td>6,400円</td> <td>1,590円</td> </tr> <tr> <td>野球等に使用する場合</td> <td>7,990円</td> <td>11,220円</td> <td>9,600円</td> <td>2,380円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プロ野球等に使用する場合</td> <td>32,040円</td> <td>34,170円</td> <td>33,110円</td> <td>10,680円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入場料等を徴収する場合</td> <td>アマチュア野球等に使用する場合</td> <td colspan="4">1日につき1日の最高入場料等の100人分に相当する額又は53,400円のいずれか高い方の額</td> </tr> <tr> <td>プロ野球等に使用する場合</td> <td colspan="4">1日につき1日の最高入場料等の150人分に相当する額又は480,570円のいずれか高い方の額</td> </tr> <tr> <td>平日以外</td> <td colspan="4">1日につき1日の最高入場料等の200人分に相当する額又は640,780円のいずれか高い方の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>イ 付属施設を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">使用単位 (1時間当たり)</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>アマチュア野球等に使用する場合</th> <th>プロ野球等に使用する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内練習場</td> <td>1室</td> <td>940円</td> <td>左の額の2倍に相当する額</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>1室</td> <td>630円</td> <td>左の額の2倍に相当する額</td> </tr> <tr> <td>更衣室</td> <td>1室</td> <td>310円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>1室</td> <td>310円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1室</td> <td>310円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部室</td> <td>1室</td> <td>310円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場内放送室</td> <td>1室</td> <td>630円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送室</td> <td>1室</td> <td>310円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審判員室</td> <td>1室</td> <td>310円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		使用区分		金額				午前	午後	夜間	延長時間 (1時間当たり)	入場料等を徴収しない場合	アマチュア市内	5,330円	7,480円	6,400円	1,590円	野球等に使用する場合	7,990円	11,220円	9,600円	2,380円		プロ野球等に使用する場合	32,040円	34,170円	33,110円	10,680円	入場料等を徴収する場合	アマチュア野球等に使用する場合	1日につき1日の最高入場料等の100人分に相当する額又は53,400円のいずれか高い方の額				プロ野球等に使用する場合	1日につき1日の最高入場料等の150人分に相当する額又は480,570円のいずれか高い方の額				平日以外	1日につき1日の最高入場料等の200人分に相当する額又は640,780円のいずれか高い方の額				名称	使用単位 (1時間当たり)	金額		アマチュア野球等に使用する場合	プロ野球等に使用する場合	屋内練習場	1室	940円	左の額の2倍に相当する額	ミーティングルーム	1室	630円	左の額の2倍に相当する額	更衣室	1室	310円		シャワー室	1室	310円		会議室	1室	310円		本部室	1室	310円		場内放送室	1室	630円		放送室	1室	310円		審判員室	1室	310円		<p>(使用料)</p> <p>第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第2項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、別表第2に掲げる区分により、前条に定める有料公園施設の利用者にあつては、別表第3及び別表第4に掲げる区分により使用料を納付しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第3（第12条関係）</p> <p>1 総合運動公園</p> <p>(1) 市民球場使用料</p> <p>ア グランド及びスタンドを使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>延長時間 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入場料等を徴収しない場合</td> <td>アマチュア市内</td> <td>5,980円</td> <td>8,390円</td> <td>7,180円</td> <td>1,790円</td> </tr> <tr> <td>野球等に使用する場合</td> <td>8,970円</td> <td>12,580円</td> <td>10,770円</td> <td>2,680円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プロ野球等に使用する場合</td> <td>35,920円</td> <td>38,310円</td> <td>37,120円</td> <td>11,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入場料等を徴収する場合</td> <td>アマチュア野球等に使用する場合</td> <td colspan="4">1日につき1日の最高入場料等の100人分に相当する額又は59,870円のいずれか高い方の額</td> </tr> <tr> <td>プロ野球等に使用する場合</td> <td colspan="4">1日につき1日の最高入場料等の150人分に相当する額又は538,720円のいずれか高い方の額</td> </tr> <tr> <td>平日以外</td> <td colspan="4">1日につき1日の最高入場料等の200人分に相当する額又は718,320円のいずれか高い方の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>イ 付属施設を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">使用単位 (1時間当たり)</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>アマチュア野球等に使用する場合</th> <th>プロ野球等に使用する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内練習場</td> <td>1室</td> <td>1,060円</td> <td>左の額の2倍に相当する額</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>1室</td> <td>710円</td> <td>左の額の2倍に相当する額</td> </tr> <tr> <td>更衣室</td> <td>1室</td> <td>350円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>1室</td> <td>350円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1室</td> <td>350円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部室</td> <td>1室</td> <td>350円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場内放送室</td> <td>1室</td> <td>710円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送室</td> <td>1室</td> <td>350円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審判員室</td> <td>1室</td> <td>350円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		使用区分		金額				午前	午後	夜間	延長時間 (1時間当たり)	入場料等を徴収しない場合	アマチュア市内	5,980円	8,390円	7,180円	1,790円	野球等に使用する場合	8,970円	12,580円	10,770円	2,680円		プロ野球等に使用する場合	35,920円	38,310円	37,120円	11,980円	入場料等を徴収する場合	アマチュア野球等に使用する場合	1日につき1日の最高入場料等の100人分に相当する額又は59,870円のいずれか高い方の額				プロ野球等に使用する場合	1日につき1日の最高入場料等の150人分に相当する額又は538,720円のいずれか高い方の額				平日以外	1日につき1日の最高入場料等の200人分に相当する額又は718,320円のいずれか高い方の額				名称	使用単位 (1時間当たり)	金額		アマチュア野球等に使用する場合	プロ野球等に使用する場合	屋内練習場	1室	1,060円	左の額の2倍に相当する額	ミーティングルーム	1室	710円	左の額の2倍に相当する額	更衣室	1室	350円		シャワー室	1室	350円		会議室	1室	350円		本部室	1室	350円		場内放送室	1室	710円		放送室	1室	350円		審判員室	1室	350円		
使用区分				金額																																																																																																																																																																										
		午前	午後	夜間	延長時間 (1時間当たり)																																																																																																																																																																									
入場料等を徴収しない場合	アマチュア市内	5,330円	7,480円	6,400円	1,590円																																																																																																																																																																									
	野球等に使用する場合	7,990円	11,220円	9,600円	2,380円																																																																																																																																																																									
	プロ野球等に使用する場合	32,040円	34,170円	33,110円	10,680円																																																																																																																																																																									
入場料等を徴収する場合	アマチュア野球等に使用する場合	1日につき1日の最高入場料等の100人分に相当する額又は53,400円のいずれか高い方の額																																																																																																																																																																												
	プロ野球等に使用する場合	1日につき1日の最高入場料等の150人分に相当する額又は480,570円のいずれか高い方の額																																																																																																																																																																												
	平日以外	1日につき1日の最高入場料等の200人分に相当する額又は640,780円のいずれか高い方の額																																																																																																																																																																												
名称	使用単位 (1時間当たり)	金額																																																																																																																																																																												
		アマチュア野球等に使用する場合	プロ野球等に使用する場合																																																																																																																																																																											
屋内練習場	1室	940円	左の額の2倍に相当する額																																																																																																																																																																											
ミーティングルーム	1室	630円	左の額の2倍に相当する額																																																																																																																																																																											
更衣室	1室	310円																																																																																																																																																																												
シャワー室	1室	310円																																																																																																																																																																												
会議室	1室	310円																																																																																																																																																																												
本部室	1室	310円																																																																																																																																																																												
場内放送室	1室	630円																																																																																																																																																																												
放送室	1室	310円																																																																																																																																																																												
審判員室	1室	310円																																																																																																																																																																												
使用区分		金額																																																																																																																																																																												
		午前	午後	夜間	延長時間 (1時間当たり)																																																																																																																																																																									
入場料等を徴収しない場合	アマチュア市内	5,980円	8,390円	7,180円	1,790円																																																																																																																																																																									
	野球等に使用する場合	8,970円	12,580円	10,770円	2,680円																																																																																																																																																																									
	プロ野球等に使用する場合	35,920円	38,310円	37,120円	11,980円																																																																																																																																																																									
入場料等を徴収する場合	アマチュア野球等に使用する場合	1日につき1日の最高入場料等の100人分に相当する額又は59,870円のいずれか高い方の額																																																																																																																																																																												
	プロ野球等に使用する場合	1日につき1日の最高入場料等の150人分に相当する額又は538,720円のいずれか高い方の額																																																																																																																																																																												
	平日以外	1日につき1日の最高入場料等の200人分に相当する額又は718,320円のいずれか高い方の額																																																																																																																																																																												
名称	使用単位 (1時間当たり)	金額																																																																																																																																																																												
		アマチュア野球等に使用する場合	プロ野球等に使用する場合																																																																																																																																																																											
屋内練習場	1室	1,060円	左の額の2倍に相当する額																																																																																																																																																																											
ミーティングルーム	1室	710円	左の額の2倍に相当する額																																																																																																																																																																											
更衣室	1室	350円																																																																																																																																																																												
シャワー室	1室	350円																																																																																																																																																																												
会議室	1室	350円																																																																																																																																																																												
本部室	1室	350円																																																																																																																																																																												
場内放送室	1室	710円																																																																																																																																																																												
放送室	1室	350円																																																																																																																																																																												
審判員室	1室	350円																																																																																																																																																																												

旧				新				備考
審判員控室	1室		310円	審判員控室	1室		350円	
公式記録員室	1室		310円	公式記録員室	1室		350円	
身障者観覧室	1室		310円	身障者観覧室	1室		350円	
切符売場	1室		310円	切符売場	1室		350円	
スコアボード	一式		380円	スコアボード	一式		430円	
バッティングゲージ・防球ネット	一式		310円	バッティングゲージ・防球ネット	一式		350円	
冷暖房設備	1室	室使用料の5割の額	室使用料の5割の額	冷暖房設備	1室	室使用料の5割の額	室使用料の5割の額	
略				略				
備考 略				備考 略				
ウ 横断幕等を掲げる場合				ウ 横断幕等を掲げる場合				
施設区分	使用単位 (1日当たり)	種別	金額	施設区分	使用単位 (1日当たり)	種別	金額	
観覧席・フェンス	1㎡	幕類	1,060円	観覧席・フェンス	1㎡	幕類	1,190円	
エ 売店・立ち売り等の場合				エ 売店・立ち売り等の場合				
使用区分	使用単位 (1日当たり)	金額		使用区分	使用単位 (1日当たり)	金額		
売店等	1㎡	1,060円		売店等	1㎡	1,190円		
立ち売り	1人	1,060円		立ち売り	1人	1,190円		
(2) 総合体育館使用料				(2) 総合体育館使用料				
ア 専用使用の場合				ア 専用使用の場合				
使用区分			金額					
			午前	午後	夜間	延長時間 (1時間当たり)		
メインアリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	6,570円	8,760円	6,570円	2,190円		
		入場料を徴収する場合	19,710円	26,280円	19,710円	6,570円		
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	19,710円	26,280円	19,710円	6,570円		
		入場料を徴収しない場合	65,700円	87,600円	65,700円	21,900円		
		入場料を徴収する場合	197,100円	262,800円	197,100円	65,700円		
サブアリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	3,150円	4,200円	3,150円	1,050円		
		入場料を徴収する場合	9,450円	12,600円	9,450円	3,150円		
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	9,450円	12,600円	9,450円	3,150円		
		入場料を徴収する場合	9,450円	12,600円	9,450円	3,150円		
使用区分			金額					
			午前	午後	夜間	延長時間 (1時間当たり)		
メインアリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	7,370円	9,820円	7,370円	2,460円		
		入場料を徴収する場合	22,110円	29,460円	22,110円	7,380円		
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	22,110円	29,460円	22,110円	7,380円		
		入場料を徴収しない場合	73,700円	98,200円	73,700円	24,600円		
		入場料を徴収する場合	221,100円	294,600円	221,100円	73,800円		
サブアリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	3,540円	4,710円	3,540円	1,180円		
		入場料を徴収する場合	10,620円	14,130円	10,620円	3,540円		
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	10,620円	14,130円	10,620円	3,540円		
		入場料を徴収する場合	10,620円	14,130円	10,620円	3,540円		

旧								新								備考	
催物に使用する場 合	を徴収しない場 合	しない場合 営利を目的と する場合						催物に使用する場 合	を徴収しない場 合	しない場合 営利を目的と する場合							
			31,500円	42,000円	31,500円	10,500円					35,400円	47,100円	35,400円	11,800円			
		入場料を徴収する場 合	94,500円	126,000円	94,500円	31,500円				入場料を徴収する場 合	106,200円	141,300円	106,200円	35,400円			
武道場	アマチュアスポーツに使用する場 合				1時間当たり	2,100円		武道場	アマチュアスポーツに使用する場 合				1時間当たり	2,360円			
弓道場	アマチュアスポーツに使用する場 合				1時間当たり	1,050円		弓道場	アマチュアスポーツに使用する場 合				1時間当たり	1,180円			
会議室	アマチュアスポーツに使用する場 合	入場料を徴収しない場 合			1時間当たり	310円		会議室	アマチュアスポーツに使用する場 合	入場料を徴収しない場 合			1時間当たり	350円			
		入場料を徴収する場 合			1時間当たり	930円				入場料を徴収する場 合			1時間当たり	1,050円			
	その他の催物に使用する場 合	入場料を徴収しない場 合			1時間当たり	620円		その他の催物に使用する場 合	入場料を徴収しない場 合	入場料を徴収しない場 合			1時間当たり	700円			
		入場料を徴収する場 合			1時間当たり	2,790円				入場料を徴収する場 合			1時間当たり	3,130円			
ミーティングルーム	アマチュアスポーツに使用する場 合	入場料を徴収しない場 合			1時間当たり	310円		ミーティングルーム	アマチュアスポーツに使用する場 合	入場料を徴収しない場 合			1時間当たり	350円			
		入場料を徴収する場 合			1時間当たり	930円				入場料を徴収する場 合			1時間当たり	1,050円			
	その他の催物に使用する場 合	入場料を徴収しない場 合			1時間当たり	620円		その他の催物に使用する場 合	入場料を徴収しない場 合	入場料を徴収しない場 合			1時間当たり	700円			
		入場料を徴収する場 合			1時間当たり	2,790円				入場料を徴収する場 合			1時間当たり	3,130円			
更衣室 (シャワーの利用を含む。)	入場料を徴収しない場 合	入場料を徴収しない場 合			1時間当たり	310円		更衣室 (シャワーの利用を含む。)	入場料を徴収しない場 合	入場料を徴収しない場 合			1時間当たり	350円			
		入場料を徴収する場 合			1時間当たり	620円				入場料を徴収する場 合			1時間当たり	700円			
エントランスプラ ザ等	展示等に使用する場 合				1日当たり 1㎡	1,050円		エントランスプラ ザ等	展示等に使用する場 合				1日当たり 1㎡	1,180円			
備考 略								備考 略									
イ 個人使用の場合								イ 個人使用の場合									
施設名	使用者区分	使用単位	金額						施設名	使用者区分	使用単位	金額					
メインアリーナ サブアリーナ	一般	1回(2時間当 たり)	310円						メインアリーナ サブアリーナ	一般	1回(2時間当 たり)	350円					
武道場 弓道場	高校生以下の者又 は65歳以上の者	1回(2時間当 たり)	150円						武道場 弓道場	高校生以下の者又 は65歳以上の者	1回(2時間当 たり)	170円					
トレーニング室	高校生以上の者	1回(1時間当 たり)	210円						トレーニング室	高校生以上の者	1回(1時間当 たり)	240円					
			回数券(11回分)			2,100円						回数券(11回分)			2,400円		

旧						
備考 略						
ウ 照明設備使用料						
施設名	使用単位 (1時間当たり)	金額				
		営利を目的としない場合	営利を目的とする場合			
メインアリーナ	全灯	3,150円	4,710円			
	2/3灯	2,100円	3,140円			
	1/3灯	1,050円	1,570円			
サブアリーナ	全灯	2,100円	3,140円			
	2/3灯	1,050円	1,570円			
	1/3灯	520円	840円			
武道場	全灯	110円	—			
弓道場	全灯	110円	—			
備考 略						
エ 冷暖房使用料						
略						
オ 付属設備及び備品類の使用料						
名称	使用単位 (1日当たり)	金額				
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合			
放送設備A (メインアリーナ)	一式	1,050円	2,100円			
放送設備B (サブアリーナ他)	一式	840円	1,680円			
電光得点表示装置	一式	520円	1,040円			
移動観覧席	全席	12,560円	25,120円			
フロアシート 1.1m×20.0m	1枚	220円	440円			
看板・横断幕・懸垂幕 (営利目的の催物を行う際の一時的な広告物)	1㎡	1,050円	2,100円			
持込み電気器具	1台	110円	220円			
備考 略						
(3) 陸上競技場使用料						
ア 専用使用の場合						
使用区分			金額			
			午前	午後	夜間	延長時間 (1時間当たり)
競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	6,300円	8,400円	6,300円	2,100円
		入場料を徴収する場合	31,500円	42,000円	31,500円	10,500円

新						
備考 略						
ウ 照明設備使用料						
施設名	使用単位 (1時間当たり)	金額				
		営利を目的としない場合	営利を目的とする場合			
メインアリーナ	全灯	3,540円	5,280円			
	2/3灯	2,360円	3,520円			
	1/3灯	1,180円	1,760円			
サブアリーナ	全灯	2,360円	3,520円			
	2/3灯	1,180円	1,760円			
	1/3灯	590円	880円			
武道場	全灯	130円	—			
弓道場	全灯	130円	—			
備考 略						
エ 冷暖房使用料						
略						
オ 付属設備及び備品類の使用料						
名称	使用単位 (1日当たり)	金額				
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合			
放送設備A (メインアリーナ)	一式	1,180円	2,360円			
放送設備B (サブアリーナ他)	一式	950円	1,900円			
電光得点表示装置	一式	590円	1,180円			
移動観覧席	全席	14,080円	28,160円			
フロアシート 1.1m×20.0m	1枚	250円	500円			
看板・横断幕・懸垂幕 (営利目的の催物を行う際の一時的な広告物)	1㎡	1,180円	2,360円			
持込み電気器具	1台	130円	260円			
備考 略						
(3) 陸上競技場使用料						
ア 専用使用の場合						
使用区分			金額			
			午前	午後	夜間	延長時間 (1時間当たり)
競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	7,080円	9,440円	7,080円	2,360円
		入場料を徴収する場合	35,400円	47,200円	35,400円	11,800円

旧						新						備考		
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	63,000円	84,000円	63,000円	21,000円		その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	70,800円	94,400円		70,800円	23,600円
		入場料を徴収する場合	1日につき1日の最高入場料の150人分の額又は471,430円のいずれか高い方の額						入場料を徴収する場合	1日につき1日の最高入場料の150人分の額又は528,480円のいずれか高い方の額				
会議室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 310円				会議室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 350円				
		入場料を徴収する場合	1時間当たり 930円						入場料を徴収する場合	1時間当たり 1,050円				
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 620円				その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 700円					
更衣室（シャワーの利用を含む。）		入場料を徴収しない場合	1時間当たり 310円				更衣室（シャワーの利用を含む。）		入場料を徴収しない場合	1時間当たり 350円				
		入場料を徴収する場合	1時間当たり 620円						入場料を徴収する場合	1時間当たり 700円				
備考 略						備考 略								
イ 個人使用の場合						イ 個人使用の場合								
施設名	使用者区分		使用単位 (3時間当たり)		金額		施設名	使用者区分		使用単位 (3時間当たり)		金額		
競技場	一般		1回		160円		競技場	一般		1回		180円		
	高校生以下の者又は65歳以上の者				80円			高校生以下の者又は65歳以上の者				90円		
備考 略						備考 略								
ウ 付属設備及び器具使用料						ウ 付属設備及び器具使用料								
名称		使用単位 (1日当たり)		金額		名称		使用単位 (1日当たり)		金額				
放送設備		一式		3,140円		放送設備		一式		3,520円				
写真判定装置		一式		15,710円		写真判定装置		一式		17,620円				
看板、横断幕、懸垂幕 (営利目的の催物を行う際の一時的な広告物)		1㎡		2,100円		看板、横断幕、懸垂幕 (営利目的の催物を行う際の一時的な広告物)		1㎡		2,360円				
備考 略						備考 略								
エ 照明設備使用料						エ 照明設備使用料								
オ 売店・立ち売り等の場合						オ 売店・立ち売り等の場合								
使用区分		使用単位 (1日当たり)		金額		使用区分		使用単位 (1日当たり)		金額				
売店等		1㎡		1,060円		売店等		1㎡		1,190円				
立ち売り		1人		1,060円		立ち売り		1人		1,190円				
カ 冷暖房使用料						カ 冷暖房使用料								

旧				新				備考
施設名	使用区分 (1時間当たり)	金額		施設名	使用区分 (1時間当たり)	金額		
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
本部室	1室	520円	840円	本部室	1室	590円	950円	
放送室	1室	270円	420円	放送室	1室	310円	480円	
審判員控室	1室	270円	420円	審判員控室	1室	310円	480円	
会議室	1室	270円	420円	会議室	1室	310円	480円	
備考 略				備考 略				
(4) テニスコート使用料				(4) テニスコート使用料				
使用区分 (1面につき)		時間使用 (1時間当たり)		使用区分 (1面につき)		時間使用 (1時間当たり)		
個人使用	一般	市内	420円	一般	市内	480円		
		市外	630円		市外	720円		
	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	210円	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	240円		
		市外	310円		市外	360円		
団体使用	一般	市内	310円	一般	市内	350円		
		市外	460円		市外	520円		
	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	150円	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	170円		
		市外	230円		市外	260円		
備考 略				備考 略				
(5) レクリエーション広場使用料				(5) レクリエーション広場使用料				
ア レクリエーション広場を使用する場合				ア レクリエーション広場を使用する場合				
使用区分		時間使用 (1時間当たり)		使用区分		時間使用 (1時間当たり)		
全面使用する場合	一般	市内	520円	一般	市内	590円		
		市外	780円		市外	880円		
	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	260円	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	290円		
		市外	390円		市外	440円		
半面使用する場合	一般	市内	260円	一般	市内	300円		
		市外	390円		市外	450円		
	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	130円	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	150円		
		市外	190円		市外	220円		
備考 略				備考 略				
イ 照明設備使用料				イ 照明設備使用料				
略				略				
(6) スポーツ広場使用料				(6) スポーツ広場使用料				
使用区分		金額		使用区分		金額		
		午前	午後			午前	午後	
		延長時間 (1時間当たり)				延長時間 (1時間当たり)		

旧					
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	2,520円	3,360円	840円	
	入場料を徴収する場合	5,040円	6,720円	1,680円	
その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的とする場合	10,080円	13,440円	3,360円
		営利を目的とする場合	25,200円	33,600円	8,400円
	入場料を徴収する場合	75,600円	100,800円	25,200円	

備考 略

2 那珂湊運動公園

(1) 第一野球場使用料

ア グランド及びスタンドを使用する場合

使用区分				金額		
				午前	午後	延長時間 (1時間当たり)
入場料等を徴収しない場合	アマチュア野球等に使用する場合	一般	市内	3,300円	4,400円	1,100円
		一般	市外	4,950円	6,600円	1,650円
	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	1,650円	2,200円	550円	
		市外	2,470円	3,300円	820円	
入場料等を徴収する場合	アマチュア野球等に使用する場合	1日につき1日の最高入場料等の100人分に相当する額又は55,000円のいずれか高い方の額				
	プロ野球等に使用する場合	1日につき1日の最高入場料等の100人分に相当する額又は160,190円のいずれか高い方の額				

備考 略

イ 付属施設を使用する場合

名称	使用単位 (1時間当たり)	金額		プロ野球等に使用する場合
		アマチュア野球等に使用する場合	プロ野球等に使用する場合	
放送設備	一式	市内	170円	グラウンド使用料に含む。
		市外	250円	
ボールカウント機	一式	市内	170円	
		市外	250円	
スコアボード	一式	市内	170円	
		市外	250円	

備考 略

(2) テニスコート使用料

新					
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	2,850円	3,800円	950円	
	入場料を徴収する場合	5,700円	7,600円	1,900円	
その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的とする場合	11,400円	15,200円	3,800円
		営利を目的とする場合	28,500円	38,000円	9,500円
	入場料を徴収する場合	85,500円	114,000円	28,500円	

備考 略

2 那珂湊運動公園

(1) 第一野球場使用料

ア グランド及びスタンドを使用する場合

使用区分				金額		
				午前	午後	延長時間 (1時間当たり)
入場料等を徴収しない場合	アマチュア野球等に使用する場合	一般	市内	3,720円	4,960円	1,240円
		一般	市外	5,580円	7,440円	1,860円
	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	1,860円	2,480円	620円	
		市外	2,790円	3,720円	930円	
入場料等を徴収する場合	アマチュア野球等に使用する場合	1日につき1日の最高入場料等の100人分に相当する額又は61,660円のいずれか高い方の額				
	プロ野球等に使用する場合	1日につき1日の最高入場料等の100人分に相当する額又は179,580円のいずれか高い方の額				

備考 略

イ 付属施設を使用する場合

名称	使用単位 (1時間当たり)	金額		プロ野球等に使用する場合
		アマチュア野球等に使用する場合	プロ野球等に使用する場合	
放送設備	一式	市内	200円	グラウンド使用料に含む。
		市外	300円	
ボールカウント機	一式	市内	200円	
		市外	300円	
スコアボード	一式	市内	200円	
		市外	300円	

備考 略

(2) テニスコート使用料

旧				新				備考	
ア テニスコートを使用する場合				ア テニスコートを使用する場合					
使用区分 (1面につき)		時間使用 (1時間当たり)		使用区分 (1面につき)		時間使用 (1時間当たり)			
一般	市内	270円		一般	市内	310円			
	市外	400円			市外	460円			
高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	130円		高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	150円			
	市外	200円			市外	230円			
備考 略				備考 略					
イ 照明設備使用料				イ 照明設備使用料					
名称		金額		名称		金額			
夜間照明設備		1時間当たり 640円		夜間照明設備		1時間当たり 720円			
(3) 多目的運動広場使用料				(3) 多目的運動広場使用料					
使用区分 (全面につき)		時間使用 (1時間当たり)		使用区分 (全面につき)		時間使用 (1時間当たり)			
一般	市内	360円		一般	市内	410円			
	市外	540円			市外	610円			
高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	180円		高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	200円			
	市外	270円			市外	300円			
備考 略				備考 略					
(4) 相撲場使用料				(4) 相撲場使用料					
使用区分		金額		使用区分		金額			
		午前	午後			午前	午後	延長時間 (1時間当たり)	
一般	市内	540円	720円	180円	一般	市内	630円	840円	210円
	市外	810円	1,080円	270円		市外	930円	1,240円	310円
高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	270円	360円	90円	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	300円	400円	100円
	市外	400円	540円	130円		市外	450円	600円	150円
備考 略				備考 略					

旧					新					備考		
別表第4（第12条関係）					別表第4（第12条関係）							
1 ムッ野スポーツの杜公園・西原公園グランド使用料					1 ムッ野スポーツの杜公園・西原公園グランド使用料							
使用区分 (1面につき)		金額				使用区分 (1面につき)		金額				
		早朝	午前	午後	全日			早朝	午前		午後	全日
一般	市内	560円	1,100円	1,320円	2,220円	一般	市内	630円	1,240円		1,480円	2,490円
	市外	840円	1,650円	1,980円	3,330円		市外	940円	1,860円		2,220円	3,730円
高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	280円	550円	660円	1,110円	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	310円	620円		740円	1,240円
	市外	420円	820円	990円	1,660円		市外	470円	930円		1,110円	1,860円
備考 略					備考 略							
2 東石川第4公園グランド使用料					2 東石川第4公園グランド使用料							
使用区分		金額			使用区分		金額					
		午前	午後	延長時間 (1時間当たり)			午前	午後	延長時間 (1時間当たり)			
アマチュア野球等に使用する場合	一般	市内	2,190円	2,920円	730円	アマチュア野球等に使用する場合	一般	市内	2,460円	3,280円	820円	
		市外	3,280円	4,380円	1,090円			市外	3,690円	4,920円	1,230円	
	高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	1,090円	1,460円	360円		高校生以下の者又は65歳以上の者	市内	1,230円	1,640円	410円	
		市外	1,640円	2,190円	540円			市外	1,830円	2,440円	610円	
備考 略					備考 略							